

平成24年度 大学の世界展開力強化事業 構想調書
【ASEAN諸国等との大学間交流形成支援】

[基本情報]

1. 大学名 <small>(○が代表申請大学)</small>	九州大学		
2. 機関番号	<small>代表申請大学</small>	17102	
3. 申請区分	Ⅱ		
4. 申請者 <small>(大学の設置者)</small>	ふりがな <small>(氏名)</small>	ありかわ せつお 有川 節夫	(所属・職名) 総長
5. 構想責任者	ふりがな <small>(氏名)</small>	こうの としゆき 河野 俊行	(所属・職名) 大学院法学研究院・教授
6. 構想名 <small>(和文は、40文字程度で記入)</small>	【和文】 スパイラル型協働教育モデル： リーガルマインドによる普遍性と多様性の均衡を目指して		
	【英文】 A Spiral Model of Collaborative Education: Balancing Global and Local Values through Legal Mind		
7. 取組学部・研究科等名 <small>(必要に応じ[]書きで課程区分を記入。複数の部局で合わせて取組を形成する場合は、全ての部局名を記入。大学全体の場合は全学と記入の上[]書きで全ての部局名を記入。)</small>	学問分野	<input checked="" type="radio"/> 人社系 <input type="radio"/> 理工系 <input type="radio"/> 農学系 <input type="radio"/> 医歯薬系 <input type="radio"/> 看護・医療系 <input type="radio"/> その他・全学系	
	実施対象 <small>(学部・大学院)</small>	<input type="radio"/> 学部 <input type="radio"/> 大学院 <input checked="" type="radio"/> 学部及び大学院	
法学研究院[教員組織]、法学部、法学府[大学院博士前期課程・後期課程]、言語文化研究院[教員組織]、留学生センター			

8. 海外の相手大学等			
	国名	大学等名	部局名
1	シンガポール	シンガポール国立大学	法学部
2	マレーシア	マラヤ大学	法学部
3	タイ	チュラロンコン大学	法学部
4	フィリピン	アテネオ・デ・マニラ大学	法科大学院
5			
6			
7			
8			
9			
10			

9. 代表申請大学以外の国内大学					
	大学名	取組学部・研究科等名		大学名	取組学部・研究科等名
1			4		
2			5		
3			6		

(大学名:九州大学) (申請区分:Ⅱ)

10. 本事業経費 (単位:千円) 千円未満は切り捨てる	年度(平成)		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合計
	事業規模		12,880	36,269	47,288	53,343	51,596	201,376
	内 訳	補助金申請額	10,517	30,716	42,223	46,966	47,515	177,937
		大学負担額	2,363	5,553	5,065	6,377	4,081	23,439

11. 平成24年度留学生交流支援制度(ショートステイ(SS)、ショートビジット(SV))採択状況		
No	区分	採択プログラムの名称
1	SSSV	Joint Workshop on Globalization, Regionalism and Human Security, Kyushu University and Ateneo de Manila University
2	SSSV	マヒドン大学(タイ)との教育連携プログラム
3	SSSV	日韓海峡圏カレッジ
4	SSSV	国際資源人材育成のためのPBL型短期インターンシッププログラム
5	SSSV	日本語教育実践者養成プログラム
6	SS	Asia in Today's World (ATW)
7	SS	ソウル大学校学生のための日本語上級集中プログラム
8	SS	マヒドン大学(タイ)学生のための日本語及び日本文化サマーコース
9	SS	Graduate Students Workshop on EU Affairs
10	SS	デザイン人間科学サマースクール
11	SS	独立研究科修士課程の国際化のための研究実習学部留学生の受入プログラム
12	SV	ASEAN in Today's World (AsTW)
13	SV	シリコンバレー英語研修プログラム Silicon Valley English Study Program (SVEP)
14	SV	頭脳循環のためのオープンイノベーション人材育成プログラム
15	SV	エネルギー環境理工学グローバル人材育成のための大学院協働教育プログラムのサマースクールへの派遣
16	SV	国際的視野をもったアグリバイオリダー育成プログラム
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
32		
33		
34		
35		

12. 本事業事務総括者部課の連絡先		※採択結果の通知、ヒアリング等の事務連絡先となります。	
部課名	所在地		
責任者	ふりがな (氏名)	(所属・職名)	
担当者	ふりがな (氏名)	(所属・職名)	
	電話番号	緊急連絡	
	e-mail(主)	e-mail(副)	

※原則として、当該機関事務局の担当部課とし、責任者は課長相当職、担当者は係長相当職とします。
e-mail(主)については、できる限り係や課などで共有できるグループメールとし、必ず(副)にも別なアドレスを記入してください。

(大学名:九州大学) (申請区分:Ⅱ)

構想の目的・概要及び交流プログラムの内容 【1ページ以内】

構想の目的・概要及び相手大学と実施する交流プログラムの内容について、以下の①～④を記入してください。

① 構想の目的・概要等

【構想の目的及び概要】

ASEAN は日本にとって地政学的にも経済的にも極めて重要な地域であるが、一人当たり GDP で日本を上回るシンガポールから世界 155 位のミャンマーまでを包摂する、世界でも例をみない**多様かつ複雑な地域**でもある。本取組では、**リーガルマインドを涵養**することで、**普遍的な原則**を尊重すると同時に、加盟国の**固有性・地域の多様性**を理解し、地域を**協調的発展**に導く**日本と ASEAN の架け橋**となる人材を育成する。本取組では、アジアに軸足を置く本学の基本ポリシーを体現しつつ、ASEAN 諸国の大学等と協働して人材育成に携わってきた本学法学府の実績を基礎に、日本人学生の教育を有機的に組み込んで**スパイラル型教育モデルを構築**する。

- ① シンガポール国立大学法学部、マラヤ大学法学部、チュラロンコン大学法学部、アテネオ・デ・マニラ大学法科大学院(以下提携校)とコンソーシアムを形成し、**ショートターム交流、セメスター交流、ダブルディグリープログラムからなる包括的交流プログラム**を策定し双方向で施行。
- ② 派遣用に、(i)上記提携校の日本学・日本語教育担当部門とも協働し、**法学に関わるテーマを用いて文化的アイデンティティについて考えるショートターム交流プログラム**を開発。**提携校学生との交流に留まらず、さらに現地の高校等の中等教育機関にて実施**。(ii)長期で派遣される学生の日本語等指導支援を容易にするため**日本語指導支援トレーニング及び派遣先言語準備講座**を設置、ショートターム交流の補助にも当たらせる。(iii)平成 14 年度以来展開してきた文部科学省の Young Leader's Program(YLP) (法律)のOB ネットワークを駆使した**現地実務見学・研修、現地日本企業における実務見学・研修**の開発。
- ③ 受入用に、(i)ショートターム交流用プログラムを開発、(ii)本学法学府 LL.M. コースを長期受入用に整備、(iii)**地域と ASEAN の直結**を目指し、九州の企業・地方公共団体等への**実務研修**を開発。
- ④ ASEAN 事務局、ハーグ国際私法会議香港支部、ILO バンコク支部等の**国際機関の実務見学・研修**を開発。
- ⑤ ASEAN 事務局長スリン・ピツワン氏を委員長に迎えてプログラム**外部評価委員会**を設置。

【養成する人材像】

ASEAN 加盟国は、宗教、言語等種々の面での固有性を保持し、地域全体が豊かな多様性をもつ一方、一人当たり GDP 格差は 60 倍以上に及ぶ。地域の**協調的発展**を実現するためには、科学技術、農業といった分野をも含む**多方面**にわたる人材が、各国**固有の事情**を理解しながら、高次の**普遍的な理念・行動規範**を共有し、かつ複雑な立場の相違を**調整する能力**を備えて**ガバナンス**に当たることが必要である。このようなバランスのとれた思考は法学が得意とする**リーガルマインドの涵養**によって獲得可能である。同時に**法律のエキスパート養成は開発の基礎**である「法の支配」実現のために不可欠の人的インフラ整備である。本取組では、**自然科学分野の人材も受け入れ可能なプログラム**を策定して、固有性、格差、普遍性のすべてに目配りできるリーガルマインドを獲得した人材を社会の多くの分野に送り出すと同時に、高度の法律専門性を備えたエキスパートをも育成する。これを提携校とともに ASEAN 及び日本を舞台に展開することによって**日本と ASEAN との懸け橋となるべきエキスパート人材**を育成する。

【本構想で計画している交流学生数】

	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入
各年度の構想全体の派遣及び受入合計人数(交流期間、単位取得の有無は問わない)。	5 名	0 名	14 名	20 名	26 名	28 名	40 名	32 名	40 名	36 名

③ 国内大学の連携図（国内複数大学による申請のみ） 【1ページ以内】

※国内複数大学による申請の場合は、それぞれの大学の連携内容や役割分担が分かる図を作成してください。

該当なし。

④ 交流プログラムの内容 【2ページ以内】

- 日本と ASEAN 等の大学間においてコンソーシアムを形成し、単位の相互認定や成績管理等の質の保証を伴った日本人学生の海外留学及び外国人学生の受入の双方向の交流を促進できるような交流プログラムとなっているか。
- 将来グローバルに活躍できる人材像とそれに基づくプログラムの設定や提供を行うものとなっているか。
「申請区分Ⅱ」については、本観点に関連し、以下の点も踏まえて記入してください。
 - ・日本人学生が留学先の現地の言語や文化を学習するとともに、現地の学校等での日本語指導支援や日本文化の紹介活動を通じて、学生自身の異文化理解や日本人としてのアイデンティティ確立を促すものとなっているか。
 - ・将来、日本と ASEAN との架け橋となるエキスパート人材の育成を目指すものとなっているか。
 - ・日本人学生が現地の学校等での日本語指導支援等の活動に参加するにあたり、事前の準備教育の実施や、現地におけるコーディネーターの配置等のサポート体制が十分なものとなっているか。
- 我が国の大学間交流促進の牽引役となるような先導的な構想であり、大学の中長期的なビジョンのもとに戦略的な交流プログラムを実施するものとなっているか。

【実績・準備状況】

本学法学府は、平成6年度から、英語のみで修士（法学）を取得できる LL.M. コース（現在は国際コースの一部として改組）を運営し、これまで 300 名を超える修了生 を世界各地に輩出してきた。またニューヨーク大学のロースクール等世界の一流大学と学生交流協定を締結、実際の交換留学に伴い単位互換を前提として、国際標準の法学教育を展開してきた。

全提携校と ショートターム交流からダブルディグリープログラムまでを包摂する交流プログラムをコンソーシアムとして立ち上げるための基本合意 がなされている。

また SEND プログラムについても、提携校日本学・日本語教育担当部局、現地高校等の中等教育機関 とコンタクトをとって、日本語等指導支援・日本文化紹介にかかわる協力体制を確立するための協議に着手しており、一部の関係機関とは 既に基本合意 が得られている。

【計画内容】

本取組は、従来から本学法学府と密接な関係にある ASEAN の主要大学 4 校とコンソーシアムを構築し、ショートターム交流、セメスター交流、ダブルディグリープログラムを含む重層的な学生交流を実現し、本交流を通じて将来 ASEAN と日本の架け橋となるエキスパート人材を養成 するものである。なお、SEND プログラムにおけるサポート体制充実 のために、現地コーディネーター をシンガポール国立大学日本語学科長 Hendrik Meyer-Ohle 准教授、チュラロンコン大学法学部日本法担当 Wirote Watinpongpun 准教授、マラヤ大学法学部 Norbani Binti Mohamed Nazeri 副学部長に依頼すると同時に、現地公募で助手を選任してきめ細かいケアを実現する。フィリピンについてはアテネオ・デ・マニラ大学日本学科ディレクター永井博子博士にはコーディネーター、本学 YLP プログラム OB である Andrew Felix Arsenio Antonio DE CASTRO 氏 (Project Consultant, American Bar Association Rule of Law Initiative) に助手の就任を依頼する。本取組全体を管理する本学府の助教が 随行コーディネーター も兼ねる。

SEND プログラムの完成度を高めるため、平成 27 年度に、本学生の派遣先のすべての 高校等中等教育機関を訪問 してフィードバックを受けるとともに、SEND プログラムの成果を JSA-ASEAN（東南アジア日本学協会）で報告する。最終年度の平成 28 年度には、参加学生の成果発表とプログラムの達成状況を報告する会合 を開き、社会的に成果をアピールする。

派遣用 として本取組を構成する 3 つの交流プログラムの内容は以下の通りである。学士課程入学から博士前期課程修了までの履修イメージは様式 1 ② の概念図を参照。

ショートターム交流：これを SEND プログラムの導入部と位置付ける。

- ① 法学部学生全体の英語力アップを図るが（様式 2 ① 参照）、さらに本大学言語文化研究院の提供するマレー語に近い インドネシア語講座 や、本事業にて委託する タイ語講座 を受講する。また本大学留学生センター日本語部門教員の協力を得て 日本語指導支援トレーニング の受講を義務付ける（トレーニングプログラム）。
- ② 参加学生は、全学の学生を対象 に 2 単位科目として提供される「紛争管理入門」（平成 25 年度以降客員教授による集中講義）、「文化遺産と国際社会」、「インターネットと法」（英語にて開講）を受講する。
- ③ リーガルマインドを獲得しつつ文化的アイデンティティについて考えるため「コンフリクト・マネージメント」、「文化遺産と文化的アイデンティティ」、「クールジャパン・ポリシー」の 3 種類の共同セミナーに、提携校の学生とともに参加する。
- ④ 参加者に 2 か所での ショートターム交流参加 を義務付け、英語または日本語で現地提携校学生（法学部及び日本学または日本語専攻）との 共同セミナー に参加。平成 21 年から本学が ASEAN で展開する短期交流プログラム ASEAN in Today's World のノウハウを用いる。
- ⑤ 現地の高校等の中等教育機関 で授業時間を確保し、日本語を用いて③のテーマで高校生との討論集会などのワークショップに参加。

（大学名：九州大学）（申請区分：Ⅱ）

⑥ 以上の体験と成果を英語レポート(A4で10枚程度)に纏め、帰国後にフォローアップセミナーを行う。

セメスター交流：

- ① 法学部、法学府以外の部局からも参加可能である。派遣までに日本語指導支援トレーニング 30時間の受講を義務付ける。また現地語も引続き受講する。
- ② 全提携校を対象に、主に 1学期を基準としてセメスター交流の派遣及び受入を行い、多くの学生に普遍性と固有性の複眼的視点を身につけさせ、リーガルマインドを涵養する。提携大学においては、派遣元大学では提供し得ない科目や国際比較を行う上で有益な科目を中心に履修できるように予め学生に情報提供を行い、履修後は単位互換制度を利用して、派遣元大学の卒業単位とする。
- ③ 提携大学と教員を相互に派遣し合い、相互に教育内容の充実を図るとともに、教育の質保証を確保するため、提携大学の責任者が定期的に教育体制に関する協議を行う。既に厳格な成績管理、学位授与制度を有している本学 LL.M. コースの質を維持しつつ、セメスター交流により学生の流動性を高め、教育内容及び学位論文の質のさらなる向上に寄与する。
- ④ SEND プログラムとしては、派遣先によって日本語・日本文化教育の普及度、現状が異なるため、派遣先ごとに個別プログラムを構築する。タイでは、チュラロンコン大学における日本法講義のティーチング・アシスタント (TA)、同大学附属中学・高校において日本語・日本文化紹介授業を、また同国日本語教師会との協力関係を構築する。シンガポールでは、同国立大学人文・社会科学部日本学科と協力して日本語法学用語入門を開講、同国教育省付属日本語センター(同国は中学・高校の日本語教育を同センターに集中統合)では実際に教材を作成する等日本語指導支援にあたる。マレーシアでは、マラヤ大学 Gateway program(日本の大学留学用予備教育クラスー高校2年3年に相当)と協力関係を構築する。フィリピンでは、日本語教育を導入している Philippines Science High School で日本語指導補助者として参加する。
- ⑤ SEND プログラムを通して獲得した異文化理解、文化的アイデンティ把握力を基礎としつつ、法を通じた固有性を教室で学ぶのみならず、実体験として学ばせるため、派遣国における実務見学・研修を YLP 同窓生の協力を得て行う。また、現地日本企業における実務見学・研修に参加させる。

ダブルディグリープログラム：

- ① 参加者は、事実上、学部・修士一環コースとして運用するコースの博士前期課程 2年間の約1年間を提携校に在学する学位取得プログラムとして構築する。受講科目ポリシーは、セメスター交流と同様、普遍性と固有性に対する複眼的視点とリーガルマインドを獲得することにある。
- ② 従来からの単位互換制度を利用するのみならず、提携大学と相互に教員を派遣しあい、派遣先の大学においても派遣元の授業単位を取得することができる。論文指導は博士の学位を有する助教(ショートターム交流・受入も担当)が日常的に行い、定期的に派遣元・受入先の指導教員に連絡して協働で行うものとする。その結果、2年修了時には本学及び提携大学の修士(法学)の両方を取得させる。
- ③ 学位論文評価に当たっては、派遣大学と受入大学に加え、提携大学のもう1校から審査委員を選出し、多角的視野から審査する。また、ダブルディグリープログラムのカリキュラム作成や成績管理のため、全提携大学の代表者からなるボードミーティングを年1回行う。かかる学位取得プロセスの質保証をマルチ方向で行うことで、本学をハブとして学生の流動性を高める。
- ④ SEND プログラムはセメスター交流と同様。ただし、1セメスター終了後、本学担当者や現地コーディネーター等関係者とともにコーディネーション・ミーティングを開催、質向上に活用する。
- ⑤ 派遣国における実務見学・研修及び現地日本企業における実務見学・研修に参加させる。
- ⑥ 総仕上げとして、法を通じた普遍性と固有性の双方をみられる立場にある国際機関における実務見学・研修に派遣する。ASEAN 事務局、ハーグ国際私法会議香港支部、ILO バンコク支部を予定する。
- ⑦ 最終年度にはダブルディグリープログラム経験者が一同に集い、成果発表会を開催する。

本取組では、対象地域の特徴、日本語の客観視、日本人としてのアイデンティティの直視の諸要素を織り込みながら、ショートターム、セメスター、ダブルディグリーというスパイラルアプローチを用いて漸進的に学ぶ仕組みを開発する。この仕組みと方法論は地域あるいは専門分野を入れ替えても通用性があり、日本の高等教育機関の国際化のモデルケースとなりうる。

本取組は我が国の大学間交流促進の牽引役となる先導的な構想であり、平成24年5月の創立百年総長メッセージ「新たな百年に向けて」における大学の中長期的なビジョン「日本文化を深く理解し、多様な文化や価値観を受容する豊かな感性と能力、国際社会で必要なコミュニケーション能力を身につけた、積極性のあるグローバル人材を組織的に育成し、社会に輩出する」を戦略的に実施するものである。

質の保証を伴った魅力的な大学間交流の枠組み形成 【①、②合わせて2ページ以内】

交流プログラムの質の保証のための取組内容について、実績・準備状況を踏まえて、計画内容を具体的に記入してください。

また、本様式に記入する内容に加え、**相手大学が公的な認可等を受けていることについて、様式10②に記入してください。**

① 交流プログラムの質の保証について

- 透明性、客観性の高い厳格な成績管理（コースワークを重視したカリキュラムの構成、GPAの導入や教員間の相互チェックなど）、学生が履修可能な上限単位数の設定、明確なシラバスの活用等による学修課程と出口管理の厳格化に努め、単位の実質化を重視しているか。
- 交流プログラムを実施するにあたり、単位の相互認定や成績管理、学位授与に至るプロセスが明確になっているか。
- 国際公募による外国人教員の招聘や海外大学での教育経験又は国内大学で英語等による教育経験を有する日本人教員の配置、FD等による教員の資質向上など、質の高い教育が提供されるよう交流するプログラムの内容に応じた教育体制の充実が図られているか。

【実績・準備状況】

LL.M. コースでは、各セメスターにおいて数にして15程度の授業をすべて、日本人教員9名、公募によって任用された外国人専任教員8名が、現に英語によって講義しさらに研究論文指導も行っている。シラバスはすべてプログラムホームページにアップロードして情報発信に努めている。外部評価も行っており、ハーヴァード大学ロースクール教員など世界の第一線で活躍する委員を迎えている。

FD等による教員の資質向上として、LL.M. コース担当教員は最低月に1回、コースの管理・運営及び教育に関わる課題について英語による教員会議を行い、課題によってはタスクフォースを組織し、他のメンバーに対して提案するなど、常に改善を重ねている。平成6年LL.M. コース発足時からの学生による授業評価、全学に先駆けた剽窃検知ソフトウェア導入、履修モデルの策定と改善、履修上限単位の設定(1学期10単位まで)はその一例である。なお本学学士課程においては、平成19年度からGPA制度を導入している。平成18年10月入学者からは、成績評価において、Aを履修学生の25-45%、Bを55-77%、Cを0-25%、Dを0-5%となる評点スケールを導入した。また、過去5年間でもニューヨーク大学ロースクールからの交換留学生6名が、本学LL.M. コースの単位につきニューヨーク大学修了必要単位として認定を受けたほか、平成23年度にはヴィラノヴァ・ロースクールの3年次の学生が一年間在籍し、この期間の取得単位を互換して同ロースクールを修了すると同時に、本学のLL.M. コースも修了して、ダブルディグリープログラムを先取りする実績を上げている。また平成24年度にはコロンビア大学ロースクールの学生が交換学生として来学する予定である。このように本学LL.M. コースの単位はこれら全米トップクラスのロースクール修了に必要な単位として認定された実績がある。すでに行われている諸措置によって質保証はすでに実現していると自己評価している。なお法学部では、「日本人法学部生国際化プロジェクト」として、本学の学内競争的資金EEP(平成22~23年度)を獲得し、学部1,2年の全学教育から英語力と国際性を涵養する授業科目を配置しており、学生が本取組にかかるプログラム参加することを実質的かつ実効的なものにする準備を開始している。

【計画内容】

質保証の枠組み整備という観点からは、LL.M. コースでは、コースワークの質保証の独自スキームが既に存在するが、加えて以下の措置を講じる。(i)平成25年度当初に、ASEANとの交流とプログラムの意義を全提携校で確認するためキックオフセミナーを開催する。(ii)単位互換を容易にするため、全提携校が採用するASEAN Credit Transfer System (ACTS)を用いる。ACTSによるグレーディング・スケールと単位計算法を本プログラム参加者に適用する。そのための調整を提携校と個別に行う。(iii)ダブルディグリープログラムのために論文指導体制を整備する。LL.M. コースでは指導教員が各学生に割り当てられるが、ダブルディグリープログラム参加者については指導教員2人体制とし、日常的な論文指導には助教が当たる。審査は、学生出身提携校および本学の双方と、他の提携校からも審査員を出し、学位授与に至るプロセスを明確にすることにより、学位の信頼性を確保する。(iv)平成28年度に、本プログラムの最終外部評価をふまえた国際教育シンポジウム(クロージングセミナー)を開催し、本プログラムの経験、技法を広く他の教育機関と共有する。あわせて同年度には、ダブルディグリープログラム参加者に成果発表会で報告させ、その研究レベルを内外に示して、質を担保する。

質保証の枠組みを策定しても、それを空回りさせないためには、参加学生の基礎力を確保しなければならない。そのために重要なのは第二の質保証としての学部段階の教育充実である。事実上の学部・大学院修士課程の一貫教育(LL.M. コースへの早期入学制度を併用)として運用するために、以下の措置を講じる。

- 学部1,2年次には、実施中の少人数英語教育と法学の英語による導入教育をさらに充実させる。
- 学部3年次には、外国人教員と日本人若手教員とが共同で担当するLL.M. コースとの共同開講科目を展開する。当該授業は、これら教員が共同執筆した『ブリッジブック法学入門』(信山社、2009年)と、その英語訳を用いながら、LL.M. コースの外国人留学生と日本人学部生とが、異なる観点から議論を行う。日本人学部生には、日本法を比較法的及び国際的視点から捉え直す格好の機会となる。
- 学部4年次には、学部専攻科目展開科目20単位を取得していることを条件に、LL.M. コース独自開講科目を外国人留学生と共に履修することを認める。こうして取得した単位は、LL.M. コース進学後の学府の単位として認定し、ダブルディグリープログラムに参加しやすくなるように道を拓く。

② 相手大学（相手国）のニーズを踏まえた大学間交流の展開

- 相手大学が公的な認可等（相手大学の所在国における適正な評価団体からのアクリディテーション、ユネスコの高等教育情報ポータルに掲載されている大学であること等）を受けている大学であるか。
- 相手大学における単位制度（授業時間を含めた学習量や単位の換算方法等）、学生の履修順序、単位の相互認定の手続、アカデミックカレンダーの相違等について留意し、交流するプログラムの内容に応じたサポートの実施等により、学生の履修に支障がないよう配慮されているか。
- 短期の交流から学位取得を見据えた長期の交流までの様々な形態の交流を含む多層的な構成で、大学間交流の発展に繋がるような柔軟で発展的なプログラム構成となっているか。
- 各国の人材育成ニーズに合わせた教育の提供に留意したものとなっているか。

【実績・準備状況】

シンガポール国立大学、マラヤ大学、チュラロンコン大学、アテネオ・デ・マニラ大学は、いずれもユネスコの高等教育ポータルに掲載されており、各国の最高位に位置する大学の一つである。

【計画内容】

本取組の派遣では、二種類のモデルを想定している。第一のモデルは、法学に限定されない全学部生に解放されるショートターム交流中心のモデルであり、他専攻の学生も複数回参加することでリーガルマインドが涵養されるように誘導するものである。第二のモデルは、修士課程早期入学制度を用い、法学部入学から修士コースまでを一貫教育と捉えて運用するものである。学部を3年半（早期修了の場合）で修了するまでの間にショートターム交流とセメスター交流にそれぞれ最低1回参加し、10月 LL.M. コースに入学してダブルディグリープログラムに参加・留学する場合、最短5年半で学士1、修士2の学位を取得する。LL.M. コースは10月入学であるため、修学上の問題は特に生じない。他方、受入については提携校のアカデミックカレンダーに合わせて LL.M. コース修正プログラムを策定する。学期の異なるアメリカのロースクールからの学生受け入れの経験を活用する。

ショートターム交流の時期については、本学が夏季休暇中であり、全提携校及び高校などの中等教育機関が学期中である 8月中の派遣を、原則として予定している（試行は3月）。他方、受入については提携校の休暇期間を利用し、4月（アテネオ・デ・マニラ大学、チュラロンコン大学）及び7月（シンガポール国立大学及びマラヤ大学）を予定している。

ショートターム交流のテーマ（前述6頁）のうち「紛争管理」と「文化遺産」についてはASEANにも日本にも他に提供できる教員がおらず、提携校の学生等の履修ニーズが想定される。また、「紛争管理」と「インターネットと法」は、これまでもASEANからの留学生を含む外国人留学生にも提供されてきたが、前者は紛争当事者間の関係を終局的に破壊しがちな法的解決の中であって、未来志向の関係を構築し得る新概念として、特に法学の学生に人気が高い。後者は、特に理系学生に人気が高く、とりわけ1990年代のシンガポールの政策転換以降コンテンツ産業育成政策をとるASEANでは、日本のクリエイティブ産業政策である「クールジャパン」について知財保護と政策の両方の観点から検討するニーズがあると思われる。

ダブルディグリープログラムについては、各提携校のアカデミックカレンダーに合わせて、派遣、受入の時期、派遣校教員の派遣先での授業提供などの時期を策定する必要がある。これは一覧表として16/17頁に示す。セメスター交流については、ダブルディグリープログラムの半分の期間を念頭において運用する。また、セメスター交流については日本学専攻で法律関連問題（例：「ポップカルチャーと著作権」）に興味のある学生の受入も想定される。

本学 LL.M. コースは既に18年間にわたりグローバルスタンダードの法学教育を実践しており、過去5年間でも本事業の提携校のあるタイから10名、フィリピンから3名、マレーシア・シンガポールから各1名を受け入れてきた。この実績は、相手国や提携大学に 国際経済ビジネス法を日本の文脈・視点から中長期で学ぶニーズがあることを明確に示していると言えよう。

単位互換については、科目間の類似性判定と、時間数と単位数のすり合わせの基準の二点が問題となる。前者については、事前の情報提供、事後のすり合わせが大事であり柔軟に対応する。後者については、全提携校が ASEAN Credit Transfer System (ACTS) に加盟していることもあり、派遣受入双方について ACTS を活用して帰国後の単位認定を容易にする。

本取組においては授業科目＝トレーニングプログラム＝提携校学生との共同セミナー＝現地高校生等とのワークショップ (WS) という ショートターム交流におけるスパイラルアプローチ、ショートターム交流＝セメスター交流＝ダブルディグリープログラムという 協働教育のスパイラルモデル、専攻や大学の 枠組みを超えた交流などを重視し、常に 評価とフィードバックを繰り返して柔軟な取組を目指す。また事業終了後には、さらにアジア法インスティテュート（以下 ASLI）研究所加盟33校へと展開する。

外国人学生の受入れ及び日本人学生の派遣のための環境整備 【①～③合わせて2ページ以内】

交流プログラムの実施に伴う受け入れる外国人学生及び派遣する日本人学生に対する生活や学修及び就職への支援やそのための環境整備について、①～③の内容を実績・準備状況を踏まえて、計画内容を具体的に記入してください。

① 外国人学生の受入れのための環境整備

- 外国人学生の在籍管理のための適切な体制が整備されているか。
- 受け入れた外国人学生が学業に専念できるよう、履修指導、教育支援員・TA等の配置、学内外での諸手続き支援、カウンセリング、宿舎、学内各種資料の翻訳、就職支援等のサポート体制の充実が図られているか。
- 単位認定可能な科目、履修体系・順序、単位の相互認定の手続、アカデミックカレンダーの相違等について、学生の履修に支障がないよう十分な情報提供を行う体制がとられているか。
- 国内外での実務見学・研修による企業体験の機会確保や、日本人学生の現地就職説明会参加、外国人学生の国内就職説明会参加、産業界からの講師等の派遣など、産業界との連携が十分に図られているか。

【実績・準備状況】

法学府においては、外国人学生の一時帰国の際に届け出制を導入しており、学生の在籍及び出席状況を常に把握している。また、平成21年度に設置された国際部外国人留学生・研究者サポートセンターとも連携を行い、在留期限や資格外活動許可の取得状況を含め多岐にわたり在籍管理を実施している。

また、本学の国際交流進機構の一つである留学生センターの指導・助言のもと、法学研究院事務部および国際部外国人留学生・研究者サポートセンターが連携して、外国人学生に対する教育・修学・生活上の指導助言、ビザおよび在留資格の諸手続き支援、学内外の住居情報の提供、学内文書の英文化支援など、来日前より幅広いサポートを実施している。

法学府国際コース（現在LL.M. コースはその一部）では、外国人留学生の来日以前から、英語による詳細な「プレ・オリエンテーション・ハンドブック」を送付し、帰国に至るまで、LL.M. コース担当外国人教員、留学生担当教員2名、国際コース担当事務助教2名、学生掛留学生担当の6名体制で手厚いサポートを行っている。また、これに加え、来日から3ヶ月間は、新入留学生サポートチームが各種手続き等の補助を行い、外国人留学生と日本人学生との交流の機会ともなっている。国際コースは他と異なり、原則として10月入学9月修了のコースであるため、多くの場合、4月開始のアカデミックカレンダーの相違からくる支障はないが、数週間から数か月の相違については、国際コース担当教員会議で、その都度柔軟に対処してきた。また授業科目はネット上でも公開しており、これまでも学生交流協定締結校との間で単位互換を行った実績が多数ある。さらに、国内外の著名な研究者、法曹実務家、及び企業の法務部担当者による集中講義や講演の情報も随時公開している。

国際コースのうち、LL.M. 及びYLPコースでは、毎年夏には在東京の弁護士事務所、春には福岡県弁護士会における実務見学・研修を開催している。バイリンガルプログラム (BiP) コースにおいては、これに加えて学生の個人的な希望に対応して実務見学・研修先をみつける、いわばカスタムメイドの実務見学・研修制度を設けており、本学法学部同窓会の全面的なバックアップを受けている。

外国人学生の国内就職説明会参加については、平成24年1月に全学の留学生を対象に「九州大学留学生のためのJOB FAIR2012」を開催し、留学生約200名、企業44社の参加があった。

【計画内容】

上記からセメスター交流、ダブルディグリープログラムの受け皿はすでに完備しているといえるが、各提携校のスケジュールとの整合性を綿密に調整する。また、受入のためのショートターム交流開発を行う。提携校の学期の相違から、4月及び7月に企画し、本学生との合同セミナー、九州沖縄の高校を訪問しての討論会を企画、再度本学生とのフォローアップセミナーを行う。

地元企業、自治体を中心に、実務見学・研修先を拡充し、本取組の参加者全員が参加できるようにする。これは地方と外国を直接結びつけるという地元産業界のニーズにも応えるものとなる。さらに、法学部独自に平成24年夏に福岡商工会議所と協力して国際コース第1回ジョブフェアを開催する。

② 日本人学生の派遣のための環境整備

- 留学中の日本人学生が学業に専念できるとともに、帰国後の学業生活や就職活動等にも支障のないよう、留学中の日本人学生への必要な情報の提供やインターネット等を通じた相談体制の構築等がなされているか。
- 日本人学生に対して、海外への派遣前から帰国後にわたり、履修面・学習面・生活面にわたるサポート（履修指導、交流に関する情報の提供、相談サービスの実施、就職支援等）が推進されているか。
- 単位認定可能な科目、履修体系・順序、単位の相互認定の手続、アカデミックカレンダーの相違等について、学生の履修に支障がないよう十分な情報提供を行う体制がとられているか。

【実績・準備状況】

本学としては、国際部ホームページを通じて、留学経験者の報告書を掲載し、留学制度や留学先大学に関する情報の提供し、学生向けの海外留学メールマガジン配信も行っているほか、海外留学に関する小冊子「留学のすすめ」を作成し配付している。また国際部留学生課及び法学研究院の学生担当部署において、派遣前の準備、派遣中の履修条件や生活状況等の情報提供を行い、留学経験のある学生による留学相談デスクも定期的に開設するなど、個々の相談に対応している。

本部署においても、交流協定を活用した派遣学生については、留学生担当教員を中心に留学先の選定

から各種手続きのサポートを行っており、単位認定可能な科目、履修体系・順序、単位の相互認定の手続、アカデミックカレンダーの相違等についても、留学前に個別指導を行っている。また、**留学中は指導教員と留学生担当教員2名の3名体制**で、**常時メールによる相談**に対応し、**緊急時にも派遣先と綿密な連携体制**を取るなど、十分なサポート体制を構築してきた。

提携大学での取得単位については、帰国後の認定手続きで問題が生じないように、留学前に指導教員及び学生担当部署が指導する体制をとっている。**留学中は連絡網を整備**し、定期的に修学及び生活状況についてコンタクトをとっている。**単位互換**についても、留学生担当教員が、相手大学で履修した科目に近い科目の担当教員に、シラバス、時間数、評価等の情報に基づく読み替えを依頼し、法学部・法学府それぞれ担当の学務委員会において承認した後、教授会で最終決定を行うというシステムがすでに出来上がっている。また、留学中に問題が生じた場合には、国際部留学生課と本部局が連携して問題解決をはかる全学的なサポート体制をとっている。

就職については、学務部キャリアサポート課が中心となり、**就職相談、企業就職ガイダンス、自己啓発プログラム**等に関する情報を提供している。学生は留学中も**就職に関する情報をインターネット上で入手**することができ、また、**メール等で就職相談**をすることもできる。留学後の就職活動については、留学経験のある卒業生が自らの就職活動を語る座談会を毎年開催し、併せて、それらの就職活動実績はインターネット上でも閲覧することができるようにしている。今後は、経団連と連携し、留学から帰国した4年生を対象として実施される合同就職説明会に参画する予定である。

【計画内容】

現在大学生の留学を妨げている最大の問題の一つは、**就職活動が長期化**し、留学の期間が確保できないことにある。しかし、本部局が日本人学生の国際化の観点から強化を進めている**学士・修士一貫教育**が導入されれば、**就職活動の時期**を学部3・4年次からいわゆる**ギャップターム**や**修士入学後に移動**させることとなるので、**ショートターム交流・セメスター交流**は、就職活動の妨げとなくなる。他方、企業側には、法学の専門性のみならず、国際性や英語力も身につけた人材の採用を促すため、**ASEANに進出している日本企業での実務見学・研修を開拓**し、就職機会の出会いと留学を有機的に結び付け、かような人材の活躍の場を広げる。

③ 関係大学間の連絡体制の整備

- 外国人学生及び日本人学生へのサポートが円滑及び適切になされるよう、関係大学間の十分な連絡・情報共有体制が整備されているか。
- 大学間交流の発展に向け、参加学生のOB会の立ち上げ等、卒業・修了後の継続的サポート体制の構築等が図られているか。
- 緊急時、災害時の対応のための留学中の日本人学生や受け入れた外国人学生をサポートするリスク管理への配慮が十分になされているか。

【実績・準備状況】

本申請の提携校とは、従来からの教員交流に加え、既にダブルディグリープログラムの構築を目指す協働関係を構築している。従って、受入及び派遣の双方において、日常からメールやスカイプ等による**十分な連絡体制**が整っているほか、提携大学で相互に授業を担当する機会を捉え、**直接面談**して、必要な情報共有を図ることが可能である。さらに、シンガポール国立大学主催のASLI年次理事会で全提携校の法学部長と一堂に会する機会があり、その機会を利用して本取組に係る重要案件を協議する。

LL.M.コースでは、平成18年以来、**世界の第一線で活躍する卒業生**を招き毎年**国際シンポジウム**を開催するとともに、同窓会向けウェブサイトを開設するなど、**同窓会の活性化**に注力している。本取組による卒業生も**このスキームに組み入れ**るとともに、分会を設け、人的交流及び情報交換の場を提供する。

これまでLL.M.コースを運営する中で、様々な事故、事件、災害等を経験したが、コースディレクターを中心に、部局長、法学府担当学生係及び国際部と連携し、適切に対処してきた。既に学生が24時間留学生担当教員に連絡できる**緊急時連絡体制を構築**しており、同教員は直ちにディレクターに連絡するとともに、関係各所から情報収集を行う。ディレクターは、当該学生の指導教員をはじめとする学内の関係各者と協議を行い、対策を講じる。**東日本大震災後**、原発事故の影響で外国人留学生に動揺が広がった際にも、地震発生から3日以内に適切なメッセージと正確な情報提供を行い、途中帰国者を一人も出すことなく**全員がコースを修了**したことは、このシステムが十全に機能している証左であると思われる。

【計画内容】

本取組では、質保証のために毎年全提携校のスタッフとボードミーティングを開催し、提携校間の横の連絡を密にする。現地コーディネーター間の横断的な連絡網を構築する。

日本人学生とASEAN学生からなる特徴ある学生母体を構成するため、第1回目派遣・受入から**OB会組織を立ち上げる**ように誘導してゆく。また、平成14年からアジアの法律実務家を受入れてきた**YLPのOB会と有機的に接合**する。本年9月15～17日にベトナム法務省の協力を得て、第1回YLP同窓会総会をハノイで開催予定であり、ASEAN各地からOBの参加が見込まれる。この機会を利用して本取組を説明し、実務見学・研修等に関する協議を進める。

構想の実施に伴う大学の国際化と情報の公開、成果の普及 【①～④合わせて2ページ以内】

構想の実施に伴う大学の国際化と情報公開、成果の普及について、①～④の内容を実績・準備状況を踏まえて、計画内容を具体的に記入してください。

① 構想の実施に伴う大学の国際化

- 質の保証を伴った大学間交流の充実・発展のため、実施大学だけでなく他大学の学生も参加できる取組が設けられるなど柔軟で発展的なものとなっているか。
- 大学の国際化に向けた戦略的な目標等において、構想の意義及び方向性を明確に位置づけるとともに、相手大学も含めた組織的・継続的な教育連携を実施する体制が構築されているか。

【実績・準備状況】

本取組は法学府企画運営にかかるものであるが、ショートターム交流に関しては関連授業を学部総合選択履修科目として全学の学生に提供することにより、ASEANに興味のある全分野の学生が履修可能である。「紛争管理」「文化遺産」「インターネットと法」は文理を問わずすべての学生を対象にセミナーを設計するテーマでもある。

【計画内容】

本学は、平成 20 年度に西南学院大学及び福岡女子大学と連携協力に関する基本協定を結んでおり、本取組の細部の協議を整え本格実施体制に移る平成 26 年度には、同協定に基づき、これら 2 大学の参加を呼びかける。

本学は第 2 期中期目標・中期計画において、「国際社会で活躍する人材を育成するために、学生交流を推進し、国際プログラム・プロジェクト等への積極的な参画や現地体験型教育等を実施する」という大学の国際化に向けた戦略的な目標を打ち出しており、本取組はそれを体現するものである。大学としても本取組を重点拠点と位置づけ、本学の提唱により設立されたアジア学長会議のネットワーク等も生かし、提携校との教育連携を組織的・継続的にバックアップする。

② 事務体制の強化

- 本事業の取組に対応するため、事務局機能を強化するなど構想をサポートする全学的体制の充実（交流にかかる業務が一部の教職員に偏らないよう、窓口となる担当部署を設定し、教職員間の情報共有、意思疎通や各種問い合わせへの対応、プログラム運営上の関係者間の調整など）が図られているか。
- 招聘した外国人教員や外国人学生とのコミュニケーションを図れる程度の能力を有する事務職員を配置できるよう、事務職員の能力向上を推進しているか。

【実績・準備状況】

本学では、国際部及び外国人留学生・研究者サポートセンターが設置され、全学的体制は充実している。また、日本学術振興会の海外研究連絡センターの勤務経験を有し、国際交流業務に精通している事務職員を国際部の国際企画担当、留学生担当、部局の国際交流担当に配置している。さらに、法学研究院としては、2名の留学生担当教員(教授1名、准教授1名)を中心に、学生の派遣及び受入とも、きめの細かいサポート体制を敷き、事務担当助教2名、事務補佐員1名が、常時教職員間の情報共有、意思疎通や各種問い合わせへの対応、プログラム運営上の関係者間の調整などに当たっている。これらのスタッフは、全員十分な英語でのコミュニケーション能力を有するが、とりわけ留学生担当教員は完全なバイリンガルあるいはマルチリンガルであり、複数のスタッフが3か国語以上に対応できる。

【計画内容】

このように平成 6 年の LL. M. コース設置以来、外国人留学生のサポート体制を独自に拡充し、現在でも先駆的なものである。また外国人教員も、LL. M. コースのみならず法学部専攻教育や全学教育に従事するなど、すでに教育研究スタッフとして完全に溶け込んでおり、関係者間のコミュニケーションに全く支障はない。しかしながら、とりわけ事務スタッフは、現在の LL. M. 等国际コース運営において既に大量の仕事量をこなしており、本取組の実施に当たり、専任スタッフの雇用と PC や事務用品の購入が必要である。

③ 構想の実施、達成・進捗状況の評価体制

- 構想の実施、達成状況の評価し、改善を図るための評価体制が整備されているか。

【実績・準備状況】

法学府国際コースの構想及び達成状況の評価については、大学全体の中期目標を踏まえて策定した法学研究院、法学府及び法学部の教育研究に関する中期目標及び中期計画をもとに、年度毎に年度計画を策定、法学研究院等評価委員会が、これに対する点検及び評価を組織的・計画的に実施している。評価結果については、総合企画委員会を経て教授会に報告している。本取組もこの一環として評価対象となるほか、西憲一郎氏(福岡市博物館長)、前田豊氏(あおぞら法律事務所代表)、李銀栄氏(韓国外国語大学法学専門大学院教授)の各氏に外部評価委員を依頼している。

また、LL. M. コースでは、毎年集中講義のために 3～4 名の研究者を、海外の著名大学から招聘している。

そのうち少なくとも一人と LL. M. コース担当教員との間で、LL. M. コースのカリキュラム及び運営体制に関する意見交換会を開催している。直近では、平成 23 年 5 月に、エリック・フェアミューレン教授(ティルブルグ大学)と意見交換会を実施した。また、平成 23 年 2 月には、マーク・ラムザイヤー教授(ハーバード・ロースクール教授)に依頼し、外部評価を実施したところである。

【計画内容】

本取組に当たっては、ASEAN の地域的特性とプログラムの内容を十分に理解して評価をいただくため、ASEAN 事務局長スリン・ピツワン氏を委員長に迎えて外部評価委員会を設置し、平成 26 年度と 28 年度の 2 回依頼する。

④ 国内外への情報提供の方法・体制

- 質を保証する観点や学生の適切な判断・選択に資する観点から、取組の実施状況等や交流プログラムの詳細など必要な情報について、外国語による提供も含め、積極的に情報の発信を行うものとなっているか。
- 中央教育審議会大学分科会国際的な大学評価活動に関するワーキンググループ「国際的な大学評価活動の展開状況や我が国の大学に関する情報の海外発信の観点から公表が望まれる項目の例」(平成 22 年 6 月)が掲げる、国際的な活動に特に重点を置く大学において公表が望まれる項目について、大学のグローバル化に向けた戦略的な国内外への教育情報の発信を行うものとなっているか。
- 取組を通じて得られた成果について、ホームページ等による公表の他、報告会、発表会等の報告の場を設けて、各大学や学生、産業界等への普及を図るものとなっているか。

【実績・準備状況】

法学研究院では、独自のホームページ(<http://www.law.kyushu-u.ac.jp/programsinenglish/>)において国際コースに関する情報発信を行っている。ホームページの構築及び運営に当たっては、担当の外国人教員を置いて、各プログラムのパンフレットもウェブ上で直接入手できるほか、主催する各種イベント情報から、出願や奨学金情報に至るまで、入学希望者のための情報を常に更新し、充実させている。

「国際的な大学評価活動の展開状況や我が国の大学に関する情報の海外発信の観点から公表が望まれる項目の例」が掲げる、国際的な活動に特に重点を置く大学において公表が望まれる項目について、「大学の概要」、「教育」、「学生支援」、「社会連携」の 4 項目に分類し、英語版及び日本語版の Web ページに公開している。特に本学の国際コースについては、英語による Web ページ「Degree Programs in English」において入試情報から学生生活上の諸問題に至る幅広い情報を提供しており、大学のグローバル化に向けた戦略的な国内外への教育情報の発信を行うものとなっている。

日本では、国際舞台の最前線で活躍できる複眼的かつ包括的視野を備えたグローバル人材の養成が急務であるにもかかわらず、残念ながら、とりわけ文系の大学院がその役割を担うとは考えられて来なかった。そこでこの誤った認識に早い段階から対抗するため、上記ホームページに加え高校生及び学部生を対象とした LL. M. コースの紹介パンフレットを作成し、説明会などを開催して配布している。

【計画内容】

前述のとおり、既に国際コースにおいては独自のウェブサイトを通じ、質量共に充実した情報発信を行っており、本取組に関連する情報の提供でも本取組独自のウェブサイトを開設して、十分に活用する。

新たに、派遣された学生の声が Facebook、Twitter の利用によりリアルタイムで届く仕組みを導入し、送られた動画で適切なものを YouTube や iTunesU に投稿して、上記サイトからアクセス可能とする。またショートターム交流での現地高校におけるやり取りをライブ映像で発信できるよう、体制を整備する。

日本人学生に対しては、新入生オリエンテーション等あらゆる機会を利用して、ショートターム交流経験者も交えたインフォメーション・ミーティングを開催し、グローバル人材の社会的重要性を訴えチャレンジを促す。また、高校生に対しては、毎年 8 月に実施しているオープンキャンパス時に、本取組も含めた LL. M. コースについての周知を図るべく、専用のブースを設けるほか、在籍する外国人留学生、外国人教員、日本人教員、当該高校の卒業生のグループで、個別に高校を訪問し、本取組の情報を発信する

さらに、本学法学部では平成 27 年度入試に向けて改革を行い、学部早期修了・LL. M. コースへの進学を組み込んだ AO 入試を開始する方向で検討を開始した。この特別入試を経て入学した学生は、入学当初から LL. M. コース進学及び本取組への参加を目指すため、最終年度までにショートターム交流、セメスター交流の参加、財政支援終了後に本取組としてダブルディグリープログラムへの参加が期待できる。

関係機関・団体には、ジョブフェア、実務研修、本学法学部同窓会等を通じて、本取組を紹介、海外に対しては、法学研究院が独自に有する ASLI 加盟校、YLP の OB、その他欧米アジアの提携校、招聘研究者等のネットワークを生かし、本取組の英文ニュースレターを発行する。平成 27 年度には ASLI ならびに東南アジア日本学協会(JSA-ASEAN: The Japanese Studies Association in Southeast Asia)にて成果報告を行い、最終年度には成果発表会を開催し、本取組の成果を内外に発信する。

達成目標 【①、②、③で2ページ以内、④、⑤はそれぞれ1ページ以内、⑥は国内連携大学数及びプログラム数に応じたページ数】
本構想を実施することによって達成しようとする目標について、下記の点に留意し、①～⑥に具体的に記入してください。

- 国民にとって分かりやすい具体的な目標が設定されているか。
- アウトプットだけでなくアウトカムに関する具体的な目標が設定されているか。

① 養成しようとするグローバル人材像について

(i) 構想全体の達成目標（事業開始～平成28年度まで）

現在の日本に ASEAN との関係で求められているのは、普遍性と固有性の双方を理解して地域の協動的発展に貢献できる人材の養成である。本取組では、ASEAN の有力大学が共同して柔軟な教育研究プログラムを構築し、ASEAN の多様性とグローバル社会の要請との均衡を知る法学の専門家を輩出すると同時に、法学を通して、法学以外を専攻する学生にもリーガルマインドやガバナンス能力を身につけさせ、ASEAN と日本との架橋となる様々な分野のエキスパート人材を育成することを目標とする。また SEND プログラムによる ASEAN 4 カ国の若者との交流を通じ、日本人としてのアイデンティティーや異文化理解を深めた派遣学生が、卒業後グローバル人材として活躍することで、ASEAN ひいてはグローバル社会における日本のプレゼンスを確保し、さらに高めて行くことが期待される。

(ii) 中間評価までの達成目標（事業開始～平成25年度まで）

全学の学生にショートターム交流の基礎となる「紛争管理入門」「文化遺産と国際社会」「インターネットと法」を提供するとともに、特に法学部生には英語能力と国際性を涵養する授業科目を提供する。

これをショートターム交流に繋げ、平成24年度の試行を経て、平成25年度にはショートターム交流の内容を固め本格実施に着手する。他方、セメスター交流については、全ての提携校との MOU 締結が完了する平成25年度から実施する。これらにより、異文化理解・国際性・ASEAN への理解と英語をはじめとする語学能力とを併せ持つ学生を増やし、もってダブルディグリープログラムへと至る裾野を拡大することを目標とする。

②-1 学生に修得させる具体的能力のうち、一定の外国語力スタンダードをクリアした学生数の推移について

(i) 外国語力スタンダードの基準及び基準を定めた考え方

ダブルディグリープログラム：TOEFL550 (IBT79-80) セメスター交流：TOEFL530 (IBT71)

ショートターム交流：TOEFL500 (IBT61)

各提携大学の外国人留学生受入要件と LL. M. コースの選抜基準を参考としてダブルディグリープログラムのスタンダードを設定し、これに至るプロセスとして、セメスター交流、ショートターム交流の基準を設定した。ただしこれはあくまでも最低基準であり、実際にはより高いスコアを期待している。

(ii) 構想全体の達成目標及び達成までのプロセス（事業開始～平成28年度まで）

(※複数の基準を設けている場合は、それぞれの目標を明示すること)

本学法学部1年生（定員200名）における最新（平成23年度）の TOEFL-ITP スコアの平均点は479.61であり、500点以上の者が55名、550点以上の者が1名となっている。本構想においては、ダブルディグリーの基準である TOEFL550 (IBT79-80) 点をクリアする者を、平成24年度1名、25年度3名、26年度3名、さらに英語特別入試（仮）を導入する 27年度以降は7名を想定している。また、TOEFL530 (IBT71) / TOEFL500 (IBT61) は、それぞれ 24年度5名/50名、25年度7名/55名、26年度9名/60名、27・28年度13名/80名のクリアを目標とする。このためには、授業科目として英語力を涵養する科目を提供する他、ショートターム交流に多くの学生を参加させ、モチベーションを高めるとともに、TOEFL 受験料の補助を与え、スコアに改善が見られない学生のために、独自の準備講座も開設する。

(iii) 中間評価までの達成目標及び達成までのプロセス（事業開始～平成25年度まで）

(※複数の基準を設けている場合は、それぞれの目標を明示すること)

全学に対して法学部教員が提供している全学の学生に向けた英語による法学入門科目や、少人数による法学部独自の英語科目を整理充実させるとともに、英語のみで教育を行う LL. M. コースに、早期入学・社会人入学といった新たなシステムを導入し、日本人学生を誘導することで、日本人学生の全体的な英語力の向上を図る。これをもって平成24年度には TOEFL550 (IBT79-80) 点をクリアする者を 1名、TOEFL530 (IBT71) を 5名、TOEFL500 (IBT61) 50名、25年度にはそれぞれ 3名、7名、55名を達成したい。

②-2 学生に修得させる具体的能力のうち、「②-1」以外について

(i) 構想全体の達成目標（事業開始～平成28年度まで）

異文化理解・国際性・ASEANに関する知見

構想の最終年度までにはダブルディグリープログラム修了者も現れることが想定されることから、これらの者が、本事業によって得た上記の能力を社会で生かす為、グローバル企業・国際NGO・国際機関等に就職し活躍することが期待される。

法の普遍性・多様性のバランスに関する知見

さらにASEANというフィールドを通して、法学における普遍性と多様性についての知見を深めるため、博士課程への進学者が現れ、研究者として活躍することが期待される。

リーガルマインド・ガバナンス能力

各国固有の事情を理解しながら、高次の普遍的な理念・行動規範を共有し、かつ複雑な立場の相違を調整する能力を備えてガバナンスに当たるバランスの取れた人材の、国際社会での活躍が期待される。

(ii) 中間評価までの達成目標（事業開始～平成25年度まで）

異文化理解・国際性・ASEANに関する知見

ショートタームで異文化に触れることにより、知見を深める欲求が増すことが期待され、セメスター交流への参加希望者や進学希望者が増えることが期待される。

紛争管理スキル

紛争管理とは紛争が起こらないように管理することではなく、紛争を不可避のものとして捉え、その拡大を抑えて、円満な解決へと導くことである。このスキルは社会生活上どのような場面でも有効であり、就職・進学等でも生かされる。

文化遺産に対する法学的知見

有形無形の文化遺産の考え方、保存の意義、国際協力などに関する各国国内法及び国際法の理解を通じて、ASEANの特質理解に活用する。

デジタル社会におけるクリエイティブ産業に関する法学的知見

インターネットと法の授業でまずサイバースペース上の法的問題を学び、とりわけデジタル環境下で問題が極限化するコンテンツの保護を知財法の観点から理解しつつ、新しいコンテンツ創造を促す政策にもふれ、デジタルネットワーク社会の基盤整備のための知財マネジメント能力の基礎を身につける。

③ 質の保証を伴った大学間交流の枠組みの形成及び拡大に向けた具体的な取組について

(i) 構想全体の達成目標（事業開始～平成28年度まで）

まず、全提携校の法学部及び日本学研究部門と本取組に関する MOU（覚書）に調印し、教員の相手方大学における授業提供や学生の単位互換制度などの基盤を確立する。次にダブルディグリープログラムの構築のために必要な法令や制度を精査し、平成26年度の学生派遣／受入の開始を目指すとともに、ボードミーティングをシステム化し、教育内容と質保証を担保する。さらに平成27年度には、各提携校における学生交流並びにSENDプログラムの成果を検証するため、4カ国すべてに専門家も招いた視察団を派遣し、最終年度までに改善を図る。

本事業終了後は、本事業によって得られた、スパイラルアプローチによる人材育成のノウハウや、専攻や大学の枠組みを超えた交流、SENDプログラムによる異文化理解と日本文化発進力の向上などのスキームを、ASLI加盟校33校に拡大し、ASEAN全体における日本のプレゼンス向上に繋げる。本学は同研究所の日本唯一の設立メンバーであり、提携校のうちシンガポール国立大学は幹事校、その他の大学も設立メンバーないし加盟校であることから、同研究所の理事会を通じて本取組の成果が直接反映されよう。

(ii) 中間評価までの達成目標（事業開始～平成25年度まで）

平成24年度中に直接提携校を訪問し、意見交換し、本事業に関わる検討課題について協議する。

また既に各提携校と締結している大学間交流協定等の細部を平成25年度中に MOUによって確定し、本事業の制度的基盤を構築する。さらにダブルディグリープログラム制度化のために必要な規定等の整備を提携大学とともに挙げる。この他、提携校との連絡網を構築し、ボードミーティングの在り方についても検討する。

④ 本構想において海外に留学する日本人学生数の推移

現状（平成24年5月1日現在）※1

法学部・法学府 12人 全学 362人（H.23年度）

(i) 日本人学生数の達成目標

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
合計人数	5人	14人	26人	40人	40人
単位取得を伴う派遣学生数	(5人)	(14人)	(26人)	(40人)	(40人)
上記以外	(0人)	(0人)	(0人)	(0人)	(0人)
うち、SENDプログラム該当者数	(5人)	(14人)	(26人)	(40人)	(40人)
構想全体の達成目標（事業開始～平成28年度まで）					125人（延べ数）
中間評価までの達成目標（事業開始～平成25年度まで）					19人（延べ数）

(ii) 目標を設定した考え方及び達成までのプロセス（構想全体、中間評価までの双方について）

【構想全体】

スパイラルアプローチを取入れたシステム設計により、派遣学生の質・量ともに充実させる。すなわち全専攻に開かれたショートターム交流を経験したのち、セメスター交流に参加し、さらにダブルディグリープログラムで学位を得た一部のエキスパートとなる学生のみならず、ショートターム交流やセメスター交流のみに参加した学生もガバナンス能力等を身につけ、他の分野での活躍が期待される（構想の概念図参照）。従ってショートターム中心の少人数で事業を開始し、徐々に派遣学生数を増やす計画であり、とりわけ英語特別入試（仮）導入予定の平成27・28年度は、ショートターム交流に各提携校7名ずつ、セメスター交流は2名ずつ、ダブルディグリープログラム参加者は1名ずつ派遣する計画である。

ダブルディグリープログラムの派遣時期等については、各提携校の学年歴を考慮し下記の表の通り。

	チュラ大	NUS	マラヤ大	AMU
入学	10月	10月	10月	10月
派遣	5月	8月	9月	6月
提携校教員による集中講義	翌6月	6月	12月	12月
九大教員による集中講義	9月	翌1月	翌1月	8月
提携校学位授与・帰国	翌4月	翌6月	翌6月	翌3月
九大学位授与	翌9月	翌9月	翌9月	翌9月

なお、学生交流協定による単位互換制度を利用するセメスター交流、2大学から学位を授与するダブルディグリープログラムはもちろん、ショートターム交流も本学の正規科目として開講する授業の一環として行うため、本取組ではすべての派遣が単位取得対象となる。また全員にSENDプログラムに関わらせる構想である。いずれも派遣にあたっては選抜試験を課すが、これは法学府が平成18年度来行ってきたミュンヘン大学とのワークショップへの学生派遣にあたって用いてきたノウハウを適用する。

【中間評価まで】

初年度は試行としてシンガポールに5名をショートターム交流に派遣する。平成25年度には各提携校に3名ずつを派遣するとともに、セメスター交流として学生交流実績をすでに有しているチュラロンコン大学とシンガポール国立大学に各1名ずつ派遣する。

※1 現状は、本構想の取組単位（全学、学部等）における平成24年5月1日現在の人数を記入すること。

（大学名：九州大学）（申請区分：Ⅱ）

⑤ 本構想において受け入れる外国人学生数の推移

現状（平成24年5月1日現在）※1

法学部・法学府 93人 全学 1931人

(i) 外国人学生数の達成目標

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
合計人数	0人	20人	28人	32人	36人
単位取得を伴う 受入れ学生数	(0人)	(8人)	(12人)	(12人)	(12人)
上記以外	(0人)	(12人)	(16人)	(20人)	(24人)
構想全体の達成目標（事業開始～平成28年度まで）				116人（延べ数）	
中間評価までの達成目標（事業開始～平成25年度まで）				20人（延べ数）	

(ii) 目標を設定した考え方及び達成までのプロセス（構想全体、中間評価までの双方について）

【構想全体】

全ての提携校とMOUを締結する予定の平成25年度から、これを利用したセメスター交流が各提携校から2名の規模で実現される。またこれまでの本学LL.M.コースの実績から、ダブルディグリープログラムの参加者も、平成26年度から最終年度まで各提携校より1名ずつの受入が可能であると考え。本学LL.M.コースは既に18年間にわたりグローバルスタンダードの法学教育を実践しており、過去5年間でも本事業の提携校のあるタイから10名、フィリピンから3名、マレーシア・シンガポールから各1名を受け入れており、本学で学位取得を目指す学生は、今後も一定数存在することが期待できるからである。

さらにショートターム交流プログラムの整備を行い、2年目から日本人学生のショートターム交流への派遣の際、現地で共同セミナーに参加した提携校学生を中心に受入を開始する。具体的には、平成25年度は各提携校から3名、平成26年度は4名、平成27年度は5名、最終年度は各校6名ずつと漸次受入人数を充実させる。なお、ショートターム交流については、申請校から単位は付与しない。

ダブルディグリープログラムの受入時期等については、提携校の学年歴を考慮し下記表の通り。

	チュラ大	NUS	マラヤ大	AMU
入学	5月	8月	9月	6月
九大教員による 集中講義	翌9月	8月	9月	8月
受入	10月	10月	10月	10月
提携校教員による集 中講義	6月	翌1月	翌1月	翌1月
九学位 授与・帰国	翌9月	翌9月	翌9月	翌9月
提携校 学位授与	3年目5月	翌7月	3年目6月	3年目3月

【中間評価まで】

平成24年度は主に提携校との折衝にあて、実際の学生受入は平成25年度からとなる。ショートターム交流については、同年各提携校から3名ずつ、セメスター交流については2名ずつを受け入れる。これに対し、ダブルディグリープログラムについては平成26年度から受入を開始し、派遣同様、平成25年度までの受入はない。これは、申請校と提携校の間で規定や制度の整備が必要なためであり、中間評価までにこれら前提条件を整えるよう、全力を挙げる。

※1 現状は、本構想の取組単位（全学、学部等）における平成24年5月1日現在の人数を記入すること。

（大学名：九州大学）（申請区分：Ⅱ）

⑥交流する学生数について

(i)本構想で計画している交流学生数

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
各年度の構想全体の派遣及び受入合計人数(交流期間、単位取得の有無は問わない)。	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入
	5名	0名	14名	20名	26名	28名	40名	32名	40名	36名

(ii)国内大学及び交流プログラムごとの交流学生数

- ① 単位取得を伴う交流期間3ヶ月未満の交流人数、② 単位取得を伴う交流期間3ヶ月以上の交流人数
 ③ 上記以外の交流期間3ヶ月未満の交流人数、④ 上記以外の交流期間3ヶ月以上の交流人数

1.【代表申請大学】

大学名 九州大学		平成24年度		平成25年度				平成26年度				平成27年度				平成28年度			
交流プログラム名(相手大学名)	交流方向	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
		1 シンガポール国立大学	受入				③				④				⑤				⑥
	派遣	⑤			③				⑤				⑦				⑦		
2 マラヤ大学	受入				③				④				⑤				⑥		
	派遣				③				⑤				⑦				⑦		
3 チュラロンコン大学	受入				③				④				⑤				⑥		
	派遣				③				⑤				⑦				⑦		
4 アテネオ・デ・マニラ大学	受入				③				④				⑤				⑥		
	派遣				③				⑤				⑦				⑦		

2.【国内連携大学】

大学名		平成24年度		平成25年度				平成26年度				平成27年度				平成28年度			
交流プログラム名(相手大学名)	交流方向	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
		1	受入																
	派遣																		
2	受入																		
	派遣																		
3	受入																		
	派遣																		

3.【国内連携大学】

大学名		平成24年度		平成25年度				平成26年度				平成27年度				平成28年度			
交流プログラム名(相手大学名)	交流方向	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
		1	受入																
	派遣																		
2	受入																		
	派遣																		
3	受入																		
	派遣																		

大学の世界展開に向けた取組の実績 【2ページ以内】

大学におけるこれまでの世界展開に向けた取組の実績について、本構想との関連性を踏まえつつ下記の点にも言及して具体的に分かりやすく記入するとともに、記入した内容の裏付けとなる資料を様式 11④に添付してください。

大学名	九州大学
-----	------

- 英語による授業の実施や留学生との交流、海外の大学と連携して学位取得を目指すプログラムの開発等による国際的な教育環境の構築などに取り組んできた実績を有しているか。
- 海外の有力大学が参加する国際的なネットワークへの参加や、単なる枠組の形成にとどまらない、実質的な交流が継続して行われてきた実績を有しているか。
- 国際化に対応するため、外国人教員や国際的な教育研究の実績を有する日本人教員の採用や、FD等による教員の資質向上に取り組んできた実績を有しているか。
- 英語のできる国際担当職員の配置、語学等に関する職員の研修プログラムなど、事務体制の国際化に取り組んできた実績を有しているか。
- 厳格な成績管理、学生が履修可能な上限単位数の設定、明確なシラバスの活用等による学修課程と出口管理の厳格化など、単位の実質化に取り組んできた実績を有しているか。

【英語による授業の実施】

本学は、平成 21 年度の国際化拠点整備事業（グローバル 30）の採択を契機として、英語により学位が取得できるコースを拡充しており、現在大学院は **17 学府に 56 コース、学部は 2 学部に 5 コース開設**しており、入学者は、平成 23 年度において、**大学院 193 名、学部 21 名**である。一部のコースでは、日本人の受入れも行ってきた。

法学部及び大学院法学府は、平成 6 年度に我が国で最初の英語による法学修士課程プログラム国際経済ビジネス法 LL. M. コースを、平成 11 年度に同様の法学博士課程(LL. D. コース)を設置、平成 13 年度には文科省のヤング・リーダーズ・プログラム(YLP)に採択され、さらに平成 21 年度に日本語と英語の双方で教育を行うバイリンガルプログラム(BiP)等を開設して、既に 300 名以上の人材を輩出している。指導から論文まで英語で行う博士課程 LL. D. コースにおいては、LL. D. 学生が中心となって企画運営を行う国際研究集会を毎年開催する先端的教育研究活動を行ってきた。これまで開催された国際研究集会については、世界的に見ても最高水準との評価を招聘者からも受け、成果はほとんど海外の出版社から公表できている（本改革は、平成 18 年度の文部科学省「魅力ある大学院教育」イニシアティブに選定された）。LL. M. コースは最先端の研究関心と教育を密接に関連させるべく 4 つの教育・研究クラスターを編成する改革を行った（本改革は平成 19 年度の文部科学省「大学院教育改革支援プログラム」に採択された）。

【海外大学と連携した学位取得プログラムの開発・実施】

ダブルディグリーによる学生交流は、経済学府が中国人民大学経済学院と、工学府がルンド大学との間で実施しており、それぞれ 1 名～4 名の学生交流を行っている。さらに、平成 24 年度には、法学府がレウヴェン・カトリック大学との間でダブルディグリープログラムを開始する予定である。

総合理工学府先端エネルギー理工学専攻は、プロバンス大学との間で博士号のツインドクターを実施し、共同で論文指導を行っている。

生物資源環境科学府では、ドイツ、タイとの 3 か国の大学で構成する「国際共同教育プラットフォーム」において、国際共同教育プログラムを実施している。

総合理工学府において、平成 23 年度に「大学の世界展開力強化事業（キャンパス・アジア）」に採択を受け、日中韓大学コンソーシアムを拡大・展開している。

エラスムス・ムンドゥス・ドクターに平成 22 年度に採択された「Erasmus Munds Joint Doctoral Programmed in Science and Engineering」に工学府がアソシエートメンバーとして参加している。また、平成 23 年度エラスムス・ムンドゥス・ドクターには、総合理工学府がアソシエートメンバーとして、核融合のプログラムに参加している。

法学府では、チュラロンコン大学の LL. M. コースの創設運営に関わり、教員を派遣するとともに、同 LL. M. 修了には本学、ヴィクトリア大学、ブリティッシュコロンビア大学の各学部長の署名が必要であって真の共同学位課程となっている。

【海外の有力大学が参加する国際的なネットワークへの参加の例】

本学はアジア諸国の 7 大学による「アジア学長会議」を運営連絡会事務局として主導し、平成 12 年から計 8 回開催した。また、平成 12 年と平成 19 年に世界 8 か国 12 大学のトップが一堂に会する「大学サミット・イン・九州」を主催した。さらに、平成 22 年には本学、ブリティッシュ・カウンシル、日本学術振興会との共催で「第 2 回日英学長会議」を開催した。その成果を受け、平成 24 年 3 月に本学を含む

(大学名：九州大学) (申請区分：Ⅱ)

日英の研究主体の 12 大学により、高等教育機関が経済と社会との連携体制をより強化させることを目指し、新たな日英産学連携スキーム「RENKEI」を設立、共同研究、知識移転、人材育成の分野で、産業界との連携強化を図ることとしている。

法学府は、チュラロンコン大学も含めた、アジアの有力大学法学部で形成されるコンソーシアムである **アジア法インスティテュート (ASLI: The Asian Law Institute)** の創立メンバーであり、平成 23 年 5 月には本部局が主催して年次研究集会を開催した。また平成 20 年度からオックスフォード大学とハイデルベルグ大学が主催する **Transnational Commercial Law Teachers Conference** には日本から唯一本学が招聘されて参加している。また、**デューク大学ロースクール**のサマープログラムを、香港が SARS の影響を受けた際に依頼されて、福岡で 2 度開催したが、教員の派遣等の交流は現在でも続いている。

【国際化に対応した外国人教員等の採用】

平成 21 年度からの **グローバル 30** 開始に伴い、教育の国際化に一元的に取り組む組織として、国際教育センターを設置し、同センター教員として新たに英語による授業等教育の国際化推進を担当する外国人教員を 28 名採用した。また、平成 21 年度より本学独自の「**Distinguished Professor (主幹教授) 制度**」により、研究プロジェクト名を冠した先導的学術研究拠点 (センター) を設置させ、当該センターに対して外国人教員・研究者を雇用するための経費を支援している。このほか、平成 22 年度の「**世界トップレベル研究拠点プログラム (WPI)**」に全国で唯一採択・設立されたカーボンニュートラル・エネルギー国際研究所では、米国イリノイ大学から外国人研究者を所長として迎え入れた。また、Nature 誌等を利用して外国人教員等の国際公募、採用を実施している。

法学府においては、国際コース担当教員は総勢 25 名のうち **10 名が外国人教員**であり、その比率は全学でも群を抜く。また本取組にかかわる日本人 LL.M. 担当教員の半数が外国の大学での **教授経験**をもつ。

【国際化に対応するための日本人教員に対する FD】

本学では、日本人教員の英語による教育力強化のため、学内における「**英語による教授能力向上のためのワークショップ**」及び交流協定校であるアテネオ・デ・マニラ大学における「**英語による教授能力養成プログラム**」を実施している (平成 23 年度は合計 28 名の教員が参加)。また、「**大学院教育の国際化推進プログラム (海外先進教育実践支援)**」として、歯学研究院等において、英語による授業を担当するためのスキルトレーニングを実施してきた。農学研究院は、平成 20 年度にカリフォルニア大学デービス校に 3 名の教員を派遣し、英語コミュニケーション能力や英語による教授法を修得するとともに、帰国後、同大学から関係教員を招聘して、研究院内の FD を通じて他教員への波及を行っている。本トレーニングの成果物として、冊子「**英語による授業のためのハンドブック**」を作成し教職員へ配付・利用している。また、平成 23 年度には「**九州大学基金**」を設立し、平成 24 年度より若手教員 (45 歳以下) を対象に、海外派遣 (1 年以上) の渡航費等の助成を行う制度を実施している。

法学府 LL.M. コースでは、**毎月 1 回、担当教員会議を開催**するとともに (使用言語は英語)、国際コース責任者に加え、担当教員で教育、プロモーション、中期計画などの課題ごとに教員が分担して業務に当たり、適切なガバナンス体制の構築に努力している。

【事務体制の国際化】

留学生及び外国人研究者の増大に伴う事務的な支援業務を充実させるため、平成 21 年 5 月に **外国人留学生・研究者サポートセンター**を各キャンパス (6 キャンパス・7 か所) に設置し、英語により対応可能な事務職員計 16 名を配置した。同センターではビザ手続き、空港ピックアップサービス、住居の手配等を包括的にサポートし、渡日後の各種オリエンテーションの実施、外国人登録や銀行口座開設等、生活立ち上げに必要な手続き支援を行うとともに、各種相談など日常生活支援を行っている。また、日本学術振興会海外研究連絡センターでの勤務経験を有し、**国際業務に精通した職員を国際企画担当部署、留学生担当部署等に配置**し、教員と協働で国際事業を実施するための体制を既に構築している。**新規職員の採用に際しては語学力を重視**しており、採用後は**事務職員対象の各種語学研修**を実施している。

【単位の実質化の取組実績】

法学府国際コースでは、平成 6 年度発足時から到達目標・授業計画・成績評価方法・オフィスアワー等を明記した **シラバス**を作成してきた。また独自の運用ルールとして、**1 セメスターに取得しうる単位数**を 10 単位に、また **集中講義の単位取得も一つに限定**して単位の実質化を確保している。さらに試験成績評価の基準を設定し (A : クラス全体の 25-45%、B : クラス全体の 55-75%、C : クラス全体の 0-25%、D : クラス全体の 0-5% (60 点未満))、成績評価の出口管理を行っている。これらを A4 で 10 頁にまとめた **アカデミック・ルールブック**を毎年改訂し、入学時のオリエンテーションで配布している。

交流プログラムを実施する相手大学について 【ページ数については、作成・記入要領の P 14 を参照】

交流プログラムを実施する相手大学に関して、以下の①～②を具体的に分かりやすく記入してください。

① 交流実績（交流の背景）

相手大学との交流実績がある場合、その交流プログラムの内容や交流期間など交流実績が分かるように記入してください。（本構想における交流プログラムとの関連性や現在の交流の有無は問いません）

なお、交流実績がない場合、交流実績がなくとも本事業が実施できると判断した理由及び背景等を説明してください。

【チュラロンコン大学法学部】

平成 6 年に大学間交流協定締結。部局間では、平成 14 年に協定（チュラロンコン大学、ヴィクトリア大学、ブリティッシュコロンビア大学及び本学の 4 大学法学部間）が締結され、これに基づき、チュラロンコン大学の英語による法学修士課程（以下、チュラロンコン大学 LL. M. コースという）に、カナダの 2 つの大学とともに協力することとなった。この 4 大学法学部長間覚書は平成 19 年に更新されている（22 ページに資料添付）。

チュラロンコン大学 LL. M. コースとの協働関係であるが、具体的には、過去 10 年間に渡り、毎年教員を 2 人ずつ、3 週間の期間に渡って集中講義のために派遣し、一人につき 45 時間の授業を行ってきた。このチュラロンコン大学 LL. M. コースにおいては、最終的にはチュラロンコン大学の修士号が付与されるのだが、その卒業証書には 4 校の校章と学部長のサインが入れている。毎年 7 月にバンコクで開かれる 4 法学部長の運営会議には、それぞれの法学部長またはその代理が出席し、カリキュラムや授業担当者についての審議を行っている。また同校は、シンガポール国立大学が主催する ASLI の創立メンバー校 の一つであり、各大学の代表者が年次理事会で顔を合わせる関係にある。

チュラロンコン大学 LL. M. コースの教育に関して、本学からは、吾郷眞一教授、河野俊行教授、チャスラフ・ペイヨヴィッチ教授、マーク・フェニック准教授が出向講義を行ってきた。また、チュラロンコン大学法学部卒業生が、本学国際コース（とりわけ LL. M. コース）に 多数入学 しており、その中には LL. D. コースに進学 して、博士（法学）の学位を取得するに至った者もある。

【シンガポール国立大学】

シンガポール国立大学は 1905 年に設立された国立大学で、16 の学部・部局を擁する。

同大学とは平成 13 年に大学間学生交流協定を結んで以来、良好な関係を継続しており、法学部・法学府では過去 6 年間だけでも学部交換学生、国際コース、ヤングリーダーズプログラムを合わせ計 3 名を受け入れてきた。また両校の教員が互いに客員教授として講義や講演をすることで教員間の交流も活発である。また平成 21 年に開催した CSPA (Comparative Studies of Politics and Administration in Asia: 法学府国際コースの一部) 10 周年記念シンポジウムでは、同大学日本学科の教員 2 名を招聘講師として招待した。なお、同大学ロースクールの Dan Puchniak 准教授は、本学 LL. M. コースならびに LL. D. コースの卒業生 である。

同大学が主催する ASLI の創立メンバー校 として、本学は、平成 15 年の創立以来毎年一人を同大学の客員研究員として、先方の費用で派遣している。また平成 23 年 5 月には、ASLI 年次総会・研究集会を本学がホスト し、成功裏に開催された。

本学全体としては、5 月から 7 週間企画する サマープログラム Asia in Today's World (ATW) に、シンガポール国立大学からは途切れることなく応募がある。このプログラムへの参加は、応募者多数のため GPA、小論文、推薦状に基づく選考が行われるが、同大学からは優秀な学生が応募してきており、必ず 3 名程度の参加がある。これは本学の教育の質が、同大学の教員、学生間で高い評価を受けていることを示していると言えよう。なお、このサマープログラムは平成 13 年に本取組の企画責任者が中心になって立ち上げたもので、以来独立採算で順調に運営を継続している。

【アテネオ・デ・マニラ大学】

同大学は 1859 年に創設された私立大学で 8 つの学部を擁する。

本学は同大学と、平成 15 年に学生交流協定、平成 16 年に学術交流協定を締結し、以来交流を継続している。

なかでも同大学は、本学教職員の 英語研修の開催校 としてのつながりが深い。教員については、「本学若手教員のための英語による教授能力養成プログラム」として、同大学にて 4 週間にわたり英語による教授法等に関する研修プログラムが、また事務系職員については、7 週間にわたる国際業務を遂行のための

実務能力と企画能力を向上に向けた英語研修を、毎年実施している。これに加え、平成 23 年度は、大学の国際化にかかる G30 の取組の一環として、9 月に同大学の教員を招へいし、本学において 3 日間の教員向けの英語研修を開催した。なお、本研修は他大学にも門戸を広げ、本学教員 18 人のみならず、福岡女子大学や熊本大学等の他大学からも 6 人の参加があった。さらに、平成 24 年 3 月には同大学において 2 週間の教員向けの英語研修を行い、幅広い年齢層の本学教員 10 人、福岡女子大学から 1 人の参加があった。

この他、本学が企画する移動型ショートプログラムともいべき ASEAN in Today's World (AsTW) を、平成 23 年来ホストしてくれている。

また、法学府国際コースとしても、同大学出身者を YLP に受け入れた実績がある。CSPA では、平成 23 年 2 月にマニラで、平成 24 年 1 月には福岡で、CSPA Joint Seminar with Department of International Relations, Ateneo de Manila University を開催し、同大学と本学それぞれ 10～15 名の学生の参加を得た。さらに平成 24 年 6 月には第 3 回目をマニラで開催し、本学からは 19 名がこれに参加する予定である。

なお、同校法学部は、シンガポール国立大学が主催する ASLI のメンバー校の一つであり、各大学の代表者とも年次理事会で等で交流を継続している。

【マラヤ大学】

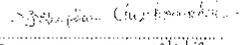
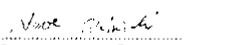
同大学は 1949 年に創立し、12 の学部を擁する。

本学・マラヤ大学間には、平成19年以来、学生交流協定ならびに学術交流協定が存在する。

九州大学病院とマラヤ大学メディカルセンターには長く交流実績がある。平成23年11月にはマレーシアの学術ネットワーク (MYREN) とマラヤ大学の主催で、遠隔医療に関するワークショップがクアラルンプールで開催され、九州大学病院もテレビ会議システムを用いてこれに参加した。また、平成23年12月に九州大学病院主催の第5回アジア遠隔医療シンポジウムが開催され、マラヤ大学もこれに参加した。平成24年12月には第6回アジア遠隔医療シンポジウムの開催が予定されている。

マレーシアのトップ校である同大学とは、まだ部局間協定はないが、本学と並び、ASLI 創立メンバーの一つであるため、定期的に顔を合わせる関係にある。平成 24 年度からは、本学 YLP のマレーシアからの候補者推薦機関となることになっており、これまで本国からの応募者が少なかったため、これによって同校と本学の関係はより緊密となることが期待される。

MEMORANDUM OF UNDERSTANDING	
Between	
Faculty of Law, Chulalongkorn University, Thailand	Faculty of Law, Kyushu University, Japan
Faculty of Law, The University of British Columbia, Canada	Faculty of Law, The University of Victoria, Canada
<p>The above universities agree to work together in partnership to continue the graduate programme with specialization in Business Law at the Faculty of Law, Chulalongkorn University leading to a Master of Laws degree (hereinafter the "LL.M. Business Law (International) Programme"). Participation of the four partner universities ensures that the LL.M. Business Law (International) Programme of the Faculty of Law, Chulalongkorn University achieves an international standard of excellence.</p> <p>The LL.M. Business Law (International) Programme will be administered by the Faculty of Law, Chulalongkorn University, and the degree will be granted by Chulalongkorn University. In recognition of the partner universities' participation, the English version of the diplomas will be co-signed by the department heads of the partner universities.</p> <p>Course instruction in the LL.M. Business Law (International) Programme is in English. The format of the partnership will continue as in the previous M.O.U.s with at least six of courses offered being the responsibility of the partner universities, and at least four courses being the responsibility of the Faculty of Law, Chulalongkorn University.</p> <p>In order to graduate, students are required to complete an independent research paper written in English. Unless otherwise agreed in specific case, the Faculty of Law, Chulalongkorn University will be responsible for assigning a faculty to supervise the independent research for each student. Partner universities will assist in identifying research topics for the students.</p> <p>Courses offered by a partner university faculty will be equivalent to a semester course offered in their own programme. Instructors will be solely responsible for course content, maintenance of academic standards and grading of courses.</p> <p>The Faculty of Law, Chulalongkorn University agrees to provide honorarium, round trip travelling expenses, and accommodation to visiting professors, Deans of partner institutions/their representatives, and members of the Governing Committee/their representatives in accordance with details and conditions specified under Annex I.</p> <p>In the event that the Faculty of Law, Chulalongkorn University seeks to enlarge the roster of foreign partner universities participating in the programme, it is agreed that such decision to admit a new partner be submitted to the Governing Committee, which must debate and decide on the enlargement by a unanimous vote.</p> <p>This Memorandum of Understanding prescribes the details of the graduate programme and partners' participation, in general terms. The partners agree to continue the administrative arrangements that</p>	

<p>have developed since the LL.M. Business Law (International) Programme began in 1999 and continue to refine and modify them as the need arises. The financial arrangement for partner university participation will continue to be open to negotiation, which will continue to develop depending on the availability of funds.</p> <p>The Memorandum of Understanding becomes effective on the date of signing by the authorized representative of the partner universities. It shall remain in effect for a period of five (5) academic years from Academic Year 2007 and will continue to be renewable. A partner university may withdraw from the Memorandum and from participation in the Programme by giving notice to the other partner universities at least 3 months prior to the beginning of the annual Board of Governors meeting, such withdrawal to take effect at the beginning of the next academic year in which the Programme is being offered.</p>			
Faculty of Law, Chulalongkorn University	Faculty of Law, Kyushu University		
			
Dean	Date 2/16/24	Dean	Date 6/2/24
Faculty of Law, The University of Victoria	Faculty of Law, The University of British Columbia		
			
Dean	Date 1/1/24	Dean	Date 12/1/23

(参考) 4 大学法学部長間覚書

② 交流に向けた準備状況

相手大学との交流プログラム実施に向けた準備状況について具体的に分かりやすく記入してください。また、交流を実施するまでの具体的なスケジュールについても記入してください。

なお、申請にあたり、相手大学等の合意を得ている根拠となる資料を様式10③に添付してください。

【本取組全体】

交流実施までのスケジュールは次の通り。

平成24年8月中旬までに全ての提携校とSENDプログラムにかかる高校等の中等教育機関を訪問し、交流実施に関わる細部について協議するとともに、交流に関する基本合意を平成24年末までに確定する。これと平行して、平成24年10月から平成25年1月にかけて学内の関係教員で会合を持って、同2～3月に派遣するショートターム交流のための準備プログラム開発に向けた協議を行い、派遣直前の2週間に日本語指導研修を含む準備プログラムを実施する。さらに平成24年12月から平成25年3月にかけて、提携校・高校・コーディネーターの連絡網を整備し、平成25年度中に遠隔会議システムを導入する。平成25年4月から7月にかけては、申請大学から担当者が提携校を訪問し、セメスター交流、ダブルディグリープログラム参加者のための宿舎を確認する他、現地コーディネーターとともにコーディネーター助手を選任する。遅くとも平成25年度中には全ての提携校とMOUを交わす予定である。

【シンガポール国立大学】

Simon Chesterman 法学部長、Lee Tye Beng, Joel 国際交流担当副学部長とメールベースの意見交換の後、ASLI 理事会の際、平成24年5月31日に同校において面談した。両校間に交流協定が存在することを前提とし、本取組への全面的な協力が約束された。またキックオフ・プロジェクトとしてショートターム交流を平成25年2月—3月にかけて試行することが合意された。具体的には、同校の学期休みに当たる平成25年2月24日からの週に、「紛争管理論」をテーマとする合同セミナーを開催すること、それに合わせてSingapore Mediation Center, 及びPrimary Dispute Resolution Centerの見学、調停人との意見交換をアレンジしてもらうことが合意された。またセメスター交流で学生を派遣する場合の住居、成績管理の手法についても意見交換した。

Hendrik Meyer-Ohle 人文・社会科学部日本学科長とはメールおよび電話による意見交換の後、平成5月31日に同科長室で面談し、法学部同様本取組への全面的なサポート、上記の合同セミナーへの学生参加、またコーディネーター補佐選任の助力も得られることが約束された。

Chyn Ngian Tan シンガポール教育省付属ランゲージセンター日本語学科主任とメールおよび電話による意見交換の後、平成24年5月30日に、同センターにおいて面談した。シンガポールは、中学生・高校生に対する日本語教育を教育省付属ランゲージセンターに集中しているため、SENDプログラムを実現するためには同センターが唯一の派遣先となる。面談により、同センターは、小学校の成績トップ10%に入っていることを前提として中学一年生を毎年750人程度受け入れること、高校生まで継続するのは20人ほどであること、しかし高校生まで継続する場合は日本語の新聞及び一般書を問題なく理解できるレベルに到達していること等の状況が明らかになった。年に2回提出を義務付けられているレポートを読ませてもらいこれらの高校生が高度の日本語読解力、作文力をもつことが確認できた。その上で、本取組で考えている3つのテーマによるショートターム交流の考え方を説明したところ、大層興味深く協力したい旨を述べられた。その上で双方に最も都合のよい時期をすり合わせたところ、3月前半であるということであったため、平成25年3月第一週の試行が可能であることが明らかとなった。以上から、シンガポールに関しては仮に本申請が採択されれば、直ちにショートターム交流試行のための参加者募集、先方との細部の詰めを開始できる段階まで到達している。

【チュラロンコン大学】

Sakda Taniktcul 法学部長、LL. M. コースディレクターKanith Punyashthiti 教授、同校日本法担当 Wirote Watinpongpun 准教授とメールで連絡を取り合い、ASLI 理事会の際、同じく理事である Sakda 学部長と平成24年5月30日にシンガポールで面談し、全面的な協力が約束された。また同校とは全学交流協定があるが、ダブルディグリープログラムを実現するためには幾つかの条件をクリアすることが必要であり、それに向けて協議することが合意された。

SENDプログラム具体化のために、九州大学バンコクオフィス長でもある Patcharawalai Wongboonsin 教授とも連絡を取り、同大学付属高校である Chulalongkorn University Demonstration School (Secondary School)を推薦された。Sakda 法学部長からも同高校の教務責任者 Rewadee Hirun 氏がコンタ

(大学名：九州大学) (申請区分：II)

クトパーソンであることが明らかとなり、また本取組に協力する旨が伝達されているため、8月に現地を訪れ、ショートターム交流の趣旨説明と前述した3つのテーマについて説明したうえで協力を依頼し、細部を詰める予定である。

【アテネオ・デ・マニラ大学】

Jose M. Cruz 国際交流担当副学長、Sedfrey M. Candelaria 法学部長、永井博子・社会科学部日本研究科ディレクターとメールおよび電話で連絡をとり、現在の大学間学生交流協定に加え、法学部とはダブルディグリープログラムの導入 MOU、日本学科とは本取組に基づくショートターム、セメスター交流の基礎となる MOU を締結する基本的な同意を得ている。

永井ディレクターから、SEND プログラム派遣先として Philippine Science High School を示唆され、同校のコンタクトパーソンが Dr. Jose Andaya (Chief of Curriculum and Instructions Services) であることが明らかとなった。8月に現地を訪れ、ショートターム交流の趣旨説明と前述した3つのテーマについて説明したうえで協力を依頼する予定である。

【マラヤ大学】

Johan Shamsuddin Sabaruddin 法学部長、Choong Yewow Choy 前法学部長、Norbani Binti Mohamed Nazeri 国際交流担当副学部長とメールベースで連絡を取り、さらに平成24年5月30日にシンガポールにおける ASLI 理事会で理事の Sabaruddin 法学部長と面談し、協力を得られる旨が確認された。SEND プログラム派遣先として、同大学付属 Gateway Center (高校2年、3年次相当の日本留学向け予備教育機関) を薦められており、マラヤ大学予備教育部日本留学特別コース日本政府派遣教師団・団長の渡辺淳一氏とのコンタクトを試みている。8月に現地を訪問して協議に入る。

本事業の実施計画 【①は1ページ以内、②、③は合わせて2ページ以内】

構想全体の「①年度別実施計画」、「②財政支援期間終了後の事業展開」及び「③財政支援期間終了後の事業展開に向けた資金計画」について、具体的に分かりやすく記入してください。

① 年度別実施計画**【平成24年度（申請時の準備状況も記載）】**

申請書作成最終段階：4大学の法学部およびマラヤ大学を除く3大学の日本関係学部の責任者とコンタクトを既に取りついている。シンガポール、フィリピンに関しては高校等の担当者ともコンタクト済み。タイはチュラロンコン大学付属高校、マレーシアはマラヤ大学付属 Gateway Center を想定している。

- 4校とダブルディグリーに関する MOU の起草、細部の調整、協議
- コーディネーター連絡網確立
- 各高校等と細部の協議
- SEND プログラム用派遣準備プログラム開発
- ショートターム交流（派遣・シンガポール）を試行（2月） 他

【平成25年度】

- 全提携校とMOU調印
- キックオフセミナー（提携校等関係教員による協働教育をテーマとしたシンポジウム）開催
- 第1回ボードミーティング開催
- ショートターム交流（受入）を試行（7月）
- 第1回ショートターム交流（派遣・4か国）（8-9月）
- セメスター交流派遣・受入開始
- 各高校と細部の協議 他

【平成26年度】

- 第1回外部評価
- 第2回ボードミーティング開催
- 第1回ショートターム交流（受入）（7月）
- 第2回ショートターム交流（派遣・4か国）（8-9月）
- セメスター交流・ダブルディグリー派遣・受入
- 各高校と細部の協議 他

【平成27年度】

- 第3回ボードミーティング開催
- 第2回ショートターム交流（受入）（7月）
- 第3回ショートターム交流（派遣・4か国）（8-9月）
- セメスター交流・ダブルディグリー派遣・受入
- 各高校と細部の協議
- 東南アジア日本学協会（JSA-ASEAN）における SEND プログラム成果報告
- SEND プログラム実績検証のための現地視察
- 将来計画について各パートナー校と協議 他

【平成28年度】

- 第4回ボードミーティング開催
- 第3回ショートターム交流（受入）（7月）
- 第4回ショートターム交流（派遣・4か国）（8-9月）
- セメスター交流・ダブルディグリー派遣・受入
- 成果発表会（本事業参加学生と教員によるシンポジウム）開催
- 各高校と細部の協議
- 第2回外部評価
- クロージングセミナー（提携校等関係教員による協働教育をテーマとしたシンポジウム）
- 将来計画策定 他

② 財政支援期間終了後の事業展開

本事業終了後は、本事業によって得られた成果を、ASLI 加盟校 33 校の協働教育システム構築に役立て、ASEAN 全体における日本のプレゼンス向上に繋げる。すなわち、ショートターム交流で異文化理解の裾野を広げ、セメスター交流でより深く法制度やビジネス等の背景にある文化や宗教にまで眼差しを向け、さらにダブルディグリープログラムでグローバル社会の法と法の多様性のバランスを追求するという、スパイラルモデルによる人材育成のノウハウや、専攻横断的な人材の育成、などの価値を平成 27 年度の年次総会で報告し、本事業終了後の継続について協議する。本学は同研究所の日本唯一の設立メンバーであり、提携校のうちシンガポール国立大学は主催校、その他の大学も設立メンバーないし加盟校であることから、ASLI 理事会を通じて本取組の成果を反映させたい。

同様に SEND プログラムの成果については、東南アジア日本学協会 (JSA-ASEAN: The Japanese Studies Association in Southeast Asia)を通じて、ASEAN 全体に拡大する。平成 27 年度開催予定の大会にて本取組に関する報告を行うことで、大学の枠組みを超え中等教育の場で展開される日本文化発信という本取組の成果を広く共有し、さらに同協会の理事に名を連ねる本取組提携校の日本学担当者を通して、大学レベルでの事業継続をはかる。他方、高校等中等教育機関における事業継続・拡大については、各国教育省への働きかけによる政策としての支援が必要になるものと思われ、日本の文科省・外務省・国際交流基金等のバックアップも不可欠となる。

資金面では、本事業期間中に提携校との協働体制等の基盤システムは整備されることから、終了後に不足となるのは、主に提携校における授業実施のための教員旅費や、プログラムに参加する学生の旅費となるものと考えられる。前者については各提携校とも主に③の自己資金で賄う他、外部資金獲得に努力する。また、後者について、日本人学生には各種奨学金に応募させるなど、応分の費用負担を求める。他方、受入学生については、ATW の経験を生かすとともに、各国教育省との協力関係を構築し、独立採算で継続する方策を探る。これらを踏まえ、ASLI 加盟校の協議を経て資金に応じた適正規模へと収斂させる。

なお、本事業の一環として開拓する現地日本企業等のインターンシップ先との関係構築により、本事業の意義が評価されれば、奨学金や寄付金などの獲得に繋がることも、あり得るものと思われる。

③ 財政支援期間終了後の事業展開に向けた資金計画

財政支援期間終了後の事業展開に向けた期間内の方針や対応、及び財政支援期間終了後の資金計画について、各費目ごとに具体的に記入してください。

大学としても、本事業の実施は大学の務めであるという認識の下、財政支援期間終了後も大学としてこの成果をさらに発展させるべく、引き続き重点拠点と位置づけ、拠点独自に獲得する各種競争的外部資金等に加え、学内共通経費(戦略的経費等、総長裁量経費)を基盤に、総長のリーダーシップのもと全学的支援を恒常的に継続する。また、他の海外等研究機関との連携は、財政支援期間終了後もさらなる発展を目指すべく推進し、全学的に支援を継続する。

さらに、平成 23 年度に学内基金制度を統合して創設された「九州大学基金」を活用するとともに、同時に、産業界に対しても引き続き「冠奨学金」の提供と寄附を募る活動を続けて行くことにより、基金規模の拡大を実現し、本プログラムの支援事業を継続していく。

【物品費】

大学として上記学内共通経費で支出する他、部局としても部局長裁量経費を充てる。

【人件費・謝金】

外部資金獲得に努力する他、平成 23 年度から導入された本学独自の人事制度である「大学改革活性化制度」を最大限利用し、本事業継続に必要な人材の正規雇用を目指す。同制度は、各部局から人事ポイントを拠出させ、これを原資として、優れた改革案を提示した部局に重点的に人事ポイントを付与するものである。

【旅費】

外部資金獲得に努力する他、提携校にも応分の費用負担を求める。

【その他】

学生旅費は、「経団連グローバル人材育成スカラーシップ」への応募や、九州大学基金からの奨学金、さらには「冠奨学金」の申請を学生に勧め、留学生担当教員を中心に獲得に向けたサポートを行う他、学生本人や提携校にも応分の費用負担を求める他、交流人数を持続可能な適正規模に収斂させる。

支援期間における各経費の明細【年度ごとに1ページ】

(単位:千円)

<平成24年度> 経費区分		補助金申請額	大学負担額	事業規模	該当ページ
		(①)	(②)	(①+②)	
[物品費]		1,649	1,300	2,949	
①設備備品費					
②消耗品費		1,649	1,300	2,949	
・ パーソナルコンピュータ(3台×@93千円)		279		279	12
・ プリンター(3台×@90千円)		270		270	12
・ デジタルカメラ、プロジェクター等電子消耗品		400		400	13
・ ASEAN関係書籍(30冊×@10千円)		100	200	300	6, 9, 12, 14
・ 紛争管理論関連書籍(30冊×@10千円)		100	200	300	6, 9, 12, 14
・ 文化遺産関連書籍(30冊×@10千円)		100	200	300	6, 9, 12, 14
・ 国際経済ビジネス法関連書籍(50冊×@10千円)		200	300	500	6, 9, 12, 14
・ ソフトウェア更新費		100	200	300	13
・ 事務用品		100	200	300	12
[人件費・謝金]		2,760	63	2,823	
①人件費		2,200		2,200	
・ テクニカルスタッフ(1人×時給1,300円×8時間×4月分)		1,000		1,000	12
・ 事務補佐員(2人×時給981円×6時間×4月分)		1,200		1,200	12
②謝金		560	63	623	
・ SENDトレーニングプログラム開発謝金(時給7千円×40時間)		280		280	6, 23, 25
・ 現地コーディネーター謝金(時給7千円×40時間)		280		280	6, 23, 25
・ TA, RA経費(時給1,250円×50時間分)			63	63	
[旅費]		4,274		4,274	
・ 協定協議打合せ旅費(4か国×各5人×各4日分)		2,924		2,924	15, 23, 25
・ 相手国教員招へい旅費(4か国×各1人×各7日分)		681		681	15
・ 短期学生派遣引率旅費(シンガポール2人×7日分)		444		444	3, 6, 15, 23, 25
・ 企業訪問用国内旅費(東京3人分×3日分)		225		225	7, 8
[その他]		1,834	1,000	2,834	
①外注費		754	1,000	1,754	
・ ホームページ作成費		700	1,000	1,700	13
・ TOEFL受験料(3人×@18千円)		54		54	14
②印刷製本費		200		200	
・ テキスト等印刷費(200冊×@1千円)		200		200	8
③会議費					
④通信運搬費		200		200	
・ 携帯電話使用料(200千円/6月分)		200		200	3, 6, 15, 23, 25
⑤光熱水料					
⑥その他(諸経費)		680		680	
・ 短期交流派遣学生支援経費(シンガポール5人×7日分)		680		680	3, 6, 16, 23, 25
平成24年度	合計	10,517	2,363	12,880	

(大学名:九州大学)(申請区分:Ⅱ)

(前ページの続き)

(単位:千円)

＜平成25年度＞	経費区分	補助金申請額 (①)	大学負担額 (②)	事業規模 (①+②)	該当ページ
[物品費]		2,200	2,600	4,800	
①設備備品費		1,500	1,300	2,800	
・遠隔会議システム1式		1,500	1,000	2,500	23
・遠隔会議システム設置費用			300	300	23
②消耗品費		700	1,300	2,000	
・ASEAN関係書籍(30冊×@10千円)		100	200	300	6, 9, 12, 14
・紛争管理論関連書籍(30冊×@10千円)		100	200	300	6, 9, 12, 14
・文化遺産関連書籍(30冊×@10千円)		100	200	300	6, 9, 12, 14
・国際経済ビジネス法関連書籍(50冊×@10千円)		200	300	500	6, 9, 12, 14
・ソフトウェア更新費		100	200	300	13
・事務用品		100	200	300	12
[人件費・謝金]		15,394	1,025	16,419	
①人件費		13,094		13,094	
・テクニカルスタッフ(1人×時給1,300円×8時間×12月分)		3,000		3,000	12
・事務補佐員(2人×時給1,019円×6時間×12月分)		3,700		3,700	12
・非常勤講師(客員教授)(1人×時給6,460円×30時間)		194		194	6
・学生派遣随行コーディネーター(助教)		6,200		6,200	6
②謝金		2,300	1,025	3,325	
・SENDトレーニングプログラム開発謝金(時給7千円×40時間)		280		280	6, 23
・現地コーディネーター謝金(4人×時給7千円×40時間)		1,120		1,120	6, 23
・相手国教員講義謝金(6人×時給10千円×60時間)		900	900	1,800	6, 23
・T A, R A経費(時給1,250円×100時間分)			125	125	
[旅費]		5,352	536	5,888	
・教員派遣旅費(4か国×各2人×各4日分)		1,169		1,169	7, 8, 23, 25
・相手国教員招へい旅費(6人×各7日分)		503	536	1,039	7, 8, 23, 25
・短期学生派遣引率旅費(4か国×1人×各7日分)		602		602	3, 6, 15, 23, 25
・企業訪問用国内旅費(東京6人分×3日分)		450		450	10, 11
・キックオフセミナー用招へい旅費(8人×4日分)		1,362		1,362	8, 25
・ボードミーティング用招へい旅費(4人×4日分)		681		681	7, 25
・コーディネーション・ミーティング用旅費(4か国×1人×4日分)		585		585	7, 25
・					
[その他]		7,770	1,392	9,162	
①外注費		804	552	1,356	
・ホームページ更新費			300	300	13
・タイ語入門講義外注費		300		300	7
・TOEFL受験料(14人×@18千円×3回)		504	252	756	14
②印刷製本費		200		200	
・テキスト等印刷費(200冊×@1千円)		200		200	8
③会議費		800		800	
・キックオフセミナー開催費		400		400	7, 25
・ボードミーティング開催費		400		400	7, 25
④通信運搬費		400		400	
・携帯電話使用料(400千円/年)		400		400	3, 6, 15, 23, 25
⑤光熱水料					
・					
⑥その他(諸経費)		5,566	840	6,406	
・短期交流派遣学生支援経費(4か国×各3人)		945	348	1,293	3, 6, 9, 16, 25
・ Semester交流派遣学生支援経費(2か国×各1人)		654		654	3, 7, 9, 16, 25
・短期交流受入学生支援経費(4か国×各3人)		1,377	492	1,869	3, 6, 9, 17, 25
・ Semester交流受入学生支援経費(4か国×各2人)		2,590		2,590	3, 7, 9, 17, 25
平成25年度	合計	30,716	5,553	36,269	

(大学名:九州大学)(申請区分:Ⅱ)

(前ページの続き)

(単位:千円)

＜平成26年度＞	経費区分	補助金申請額 (①)	大学負担額 (②)	事業規模 (①+②)	該当ページ
[物品費]		800	1,500	2,300	
①設備備品費					
②消耗品費		800	1,500	2,300	
・ASEAN関係書籍(30冊×@10千円)		100	200	300	6, 9, 12, 14
・紛争管理論関連書籍(30冊×@10千円)		100	200	300	6, 9, 12, 14
・文化遺産関連書籍(30冊×@10千円)		100	200	300	6, 9, 12, 14
・国際経済ビジネス法関連書籍(50冊×@10千円)		200	300	500	6, 9, 12, 14
・比較法関係書籍(30冊×@10千円)		100	200	300	6, 9, 12, 14
・ソフトウェア更新費		100	200	300	13
・事務用品		100	200	300	12
[人件費・謝金]		21,819	1,025	22,844	
①人件費		19,394		19,394	
・テクニカルスタッフ(1人×時給1,300円×8時間×12月分)		3,000		3,000	12
・事務補佐員(2人×時給1,053円×6時間×12月分)		3,800		3,800	12
・非常勤講師(客員教授)(1人×時給6,460円×30時間)		194		194	6
・学生派遣随行コーディネーター担当助教		6,200		6,200	6
・ダブルディグリープログラム担当助教		6,200		6,200	7, 8
②謝金		2,425	1,025	3,450	
・SENDトレーニングプログラム開発謝金(時給7千円×40時間)		280		280	6
・現地コーディネーター謝金(4人×時給7千円×40時間)		1,120		1,120	6
・相手国教員講義謝金(6人×時給10千円×30時間)		900	900	1,800	6
・外部評価委員謝金(5人×@25,000円)		125		125	13, 25
・T A, R A経費(時給1,250円×100時間分)			125	125	
[旅費]		5,970	536	6,506	
・教員派遣旅費(4か国×各2人×各4日分)		1,169		1,169	7, 8, 25
・相手国教員招へい旅費(6人×各7日分)		503	536	1,039	7, 8, 25
・短期学生派遣引率旅費(4か国×1人×各7日分)		602		602	3, 6, 15, 25
・企業訪問用国内旅費(東京6人分×3日分)		450		450	10, 11
・ボードミーティング用招へい旅費(4人×4日分)		681		681	7, 25
・コーディネーション・ミーティング用旅費(4か国×1人×4日分)		585		585	7, 25
・外部評価委員会委員招へい旅費(5人×4日分)		1,980		1,980	13, 25
[その他]		13,634	2,004	15,638	
①外注費		1,236	568	1,804	
・ホームページ更新費			100	100	13
・タイ語入門講義外注費		300		300	7
・TOEFL受験料(26人×@18千円×3回)		936	468	1,404	14
②印刷製本費		200	200	400	
・パンフレット印刷製本費(500部×@400円)			200	200	13
・テキスト等印刷費(200冊×@1千円)		200		200	8
③会議費		800		800	
・外部評価委員会開催費		400		400	13, 25
・ボードミーティング開催費		400		400	13, 25
④通信運搬費		400		400	
・携帯電話使用料(400千円/年)		400		400	3, 6, 15, 25
⑤光熱水料					
⑥その他(諸経費)		10,998	1,236	12,234	
・短期交流派遣学生支援経費(4か国×各5人)		1,575	580	2,155	3, 6, 9, 16, 25
・セメスター交流派遣学生支援経費(4か国×各1人)		1,295		1,295	3, 7, 9, 16, 25
・ダブルディグリープログラム派遣学生支援経費(2か国×各1人)		1,234		1,234	3, 7, 9, 16, 25
・短期交流受入学生支援経費(4か国×各4人)		1,836	656	2,492	3, 6, 9, 17, 25
・セメスター交流受入学生支援経費(4か国×各2人)		2,590		2,590	3, 7, 9, 17, 25
・ダブルディグリープログラム受入学生支援経費(4か国×各1人)		2,468		2,468	3, 7, 9, 17, 25
平成26年度	合計	42,223	5,065	47,288	

(大学名:九州大学)(申請区分:Ⅱ)

(前ページの続き)

(単位:千円)

＜平成27年度＞	経費区分	補助金申請額	大学負担額	事業規模	該当ページ	
[物品費]		800	1,500	2,300		
①設備備品費						
②消耗品費		800	1,500	2,300		
・ASEAN関係書籍(30冊×@10千円)		100	200	300	6, 9, 12, 14	
・紛争管理論関連書籍(30冊×@10千円)		100	200	300	6, 9, 12, 14	
・文化遺産関連書籍(30冊×@10千円)		100	200	300	6, 9, 12, 14	
・国際経済ビジネス法関連書籍(50冊×@10千円)		200	300	500	6, 9, 12, 14	
・比較法関係書籍(30冊×@10千円)		100	200	300	6, 9, 12, 14	
・ソフトウェア更新費		100	200	300	13	
・事務用品		100	200	300	12	
[人件費・謝金]		21,888	1,025	22,913		
①人件費		19,588		19,588		
・テクニカルスタッフ(1人×時給1,300円×8時間×12月分)		3,000		3,000	12	
・事務補佐員(2人×時給1,053円×6時間×12月分)		3,800		3,800	12	
・非常勤講師(客員教授)(1人×時給6,460円×60時間)		388		388	6	
・学生派遣随行コーディネーター担当助教		6,200		6,200	6	
・ダブルディグリープログラム担当助教		6,200		6,200	7, 8	
②謝金		2,300	1,025	3,325		
・SENDトレーニングプログラム開発謝金(時給7千円×40時間)		280		280	6	
・現地コーディネーター謝金(4人×時給7千円×40時間)		1,120		1,120	6	
・相手国教員講義謝金(6人×時給10千円×30時間)		900	900	1,800	6	
・T A, R A経費(時給1,250円×100時間分)			125	125	6	
[旅費]		7,511	536	8,047		
・教員派遣旅費(4か国×各2人×各4日分)		1,169		1,169	7, 8, 25	
・相手国教員招へい旅費(6人×各7日分)		503	536	1,039	7, 8, 25	
・短期学生派遣引率旅費(4か国×1人×各7日分)		602		602	3, 6, 15, 25	
・企業訪問用国内旅費(東京6人分×3日分)		450		450	10, 11	
・ボードミーティング用招へい旅費(4人×4日分)		681		681	7, 25	
・コーディネーション・ミーティング用旅費(4か国×1人×4日分)		585		585	7, 25	
・JSA-ASEAN参加用旅費(2人×各4日分)		295		295	13, 25, 26	
・SENDプログラム実績検証視察旅費(4か国×各5人×各4日分)		2,924		2,924	15, 25, 26	
・ASLI参加用旅費(2人×各4日分)		302		302	13, 25, 26	
[その他]		16,767	3,316	20,083		
①外注費		1,740	820	2,560		
・ホームページ更新費			100	100	13	
・タイ語入門講義外注費		300		300	7	
・TOEFL受験料(40人×@18千円×3回)		1,440	720	2,160	14	
②印刷製本費		200	200	400		
・パンフレット印刷製本費(500部×@400円)			200	200	13	
・テキスト等印刷費(200冊×@1千円)		200		200	8	
③会議費		475		475		
・ボードミーティング開催費		400		400	13, 25	
・JSA-ASEAN参加登録料(2人×@7,500円)		15		15	13, 25	
・ASLI参加登録料(2人×@30,000円)		60		60	13, 25	
④通信運搬費		400		400		
・携帯電話使用料(400千円/年)		400		400	3, 6, 15, 25	
⑤光熱水料						
⑥その他(諸経費)		13,952	2,296	16,248		
・短期交流派遣学生支援経費(4か国×各7人)		2,205	812	3,017	3, 6, 9, 16, 25	
・セメスター交流派遣学生支援経費(4か国×各2人)		2,590		2,590	3, 7, 9, 16, 25	
・ダブルディグリープログラム派遣学生支援経費(4か国×各1人)		2,468		2,468	3, 7, 9, 16, 25	
・短期交流受入学生支援経費(4か国×各5人)		2,295	820	3,115	3, 6, 9, 17, 25	
・セメスター交流受入学生支援経費(4か国×各2人)		1,926	664	2,590	3, 7, 9, 17, 25	
・ダブルディグリープログラム受入学生支援経費(4か国×各1人)		2,468		2,468	3, 7, 9, 17, 25	
平成27年度		合計	46,966	6,377	53,343	

(大学名:九州大学)(申請区分:Ⅱ)

(前ページの続き)

(単位:千円)

＜平成28年度＞	経費区分	補助金申請額	大学負担額	事業規模	該当ページ
[物品費]		800	549	1,349	
①設備備品費					
②消耗品費		800	549	1,349	
・ASEAN関係書籍(20冊×@10千円)		100	100	200	6, 9, 12, 14
・紛争管理論関連書籍(20冊×@10千円)		100	100	200	6, 9, 12, 14
・文化遺産関連書籍(20冊×@10千円)		100	100	200	6, 9, 12, 14
・国際経済ビジネス法関連書籍(30冊×@10千円)		200	100	300	6, 9, 12, 14
・比較法関係書籍(20冊×@10千円)		100	100	200	6, 9, 12, 14
・ソフトウェア更新費		100		100	13
・事務用品		100	49	149	12
[人件費・謝金]		22,013	900	22,913	
①人件費		19,588		19,588	
・テクニカルスタッフ(1人×時給1,300円×8時間×12月分)		3,000		3,000	12
・事務補佐員(2人×時給1,053円×6時間×12月分)		3,800		3,800	12
・非常勤講師(客員教授)(1人×時給6,460円×60時間)		388		388	6
・学生派遣随行者コーディネーター担当助教		6,200		6,200	6
・ダブルディグリープログラム担当助教		6,200		6,200	7, 8
②謝金		2,425	900	3,325	
・SENDトレーニングプログラム開発謝金(時給7千円×40時間)		280		280	6
・現地コーディネーター謝金(4人×時給7千円×40時間)		1,120		1,120	6
・相手国教員講義謝金(6人×時給10千円×30時間)		900	900	1,800	6
・外部評価委員謝金(5人×@25,000円)		125		125	13, 25
[旅費]		7,663	536	8,199	
・教員派遣旅費(4か国×各2人×各4日分)		1,169		1,169	7, 8, 25
・相手国教員招へい旅費(6人×各7日分)		503	536	1,039	7, 8, 25
・短期学生派遣引率旅費(4か国×1人×各7日分)		602		602	3, 6, 15, 25
・企業訪問用国内旅費(東京6人分×3日分)		450		450	10, 11
・ボードミーティング用招へい旅費(4人×4日分)		681		681	7, 25
・コーディネーション・ミーティング用旅費(4か国×1人×4日分)		585		585	7, 25
・外部評価委員会委員招へい旅費(5人×4日分)		1,980		1,980	13, 25, 26
・成果発表会等招へい旅費(相手国教員)(8人×各4日分)		1,003		1,003	13, 25
・成果発表会等招へい旅費(本プログラム参加卒業生)(8人×各4日分)		690		690	13, 25
[その他]		17,039	2,096	19,135	
①外注費		1,740	100	1,840	
・ホームページ更新費			100	100	13
・タイ語入門講義外注費		300		300	7
・TOEFL受験料(40人×@18千円×2回)		1,440		1,440	14
②印刷製本費		400	200	600	
・パンフレット印刷製本費(500部×@400円)			200	200	13
・テキスト等印刷費(200冊×@1千円)		200		200	8
・成果報告書印刷製本費(500部×@400円)		200		200	13
③会議費		1,400		1,400	
・外部評価委員会開催費		400		400	13, 25
・ボードミーティング開催費		400		400	13, 25
・成果発表会・クロージングセミナー開催費		600		600	8, 13, 25
④通信運搬費		400		400	
・携帯電話使用料(400千円/年)		400		400	3, 6, 15, 25
⑤光熱水料					
⑥その他(諸経費)		13,099	1,796	14,895	
・短期交流派遣学生支援経費(4か国×各7人)		2,205	812	3,017	3, 6, 9, 16, 25
・ Semester交流派遣学生支援経費(4か国×各2人)		2,590		2,590	3, 7, 9, 16, 25
・ダブルディグリープログラム派遣学生支援経費(4か国×各1人)(平成29年3月分まで)		1,726		1,726	3, 7, 9, 16, 25
・短期交流受入学生支援経費(4か国×各6人)		2,754	984	3,738	3, 6, 9, 17, 25
・ Semester交流受入学生支援経費(4か国×各2人)		2,590		2,590	3, 7, 9, 17, 25
・ダブルディグリープログラム受入学生支援経費(4か国×各1人)(平成29年3月分まで)		1,234		1,234	3, 7, 9, 17, 25
平成28年度	合計	47,515	4,081	51,596	

(大学名:九州大学)(申請区分:Ⅱ)

相手大学等の概要【相手大学等ごとに①、②、③合わせて2ページ以内】

①交流プログラムを実施する相手大学の概要

大 学 名 称	シンガポール国立大学		国 名	シンガポール		
設 置 形 態	国立	設 置 年	1905年			
設 置 者 (学 長 等)	Professor Tan Chorh Chuan					
学 部 等 の 構 成	[Faculties & School]Arts and Social Sciences, Business, Computing, Dentistry, Design and Environment, Engineering, Law, Medicine, Music, Public Health, Science, University Scholars Programme, Yale-NUS College [Graduate Schools]Lee Kuan Yew School of Public Policy, NUS Graduate School for Intergrative Sciences and Engineering, Duke-NUS Graduate Medical School Singapore					
学 生 数	総 数	37,304人	学部生数	26742人	大学院生数	10562人
受入れている留学生数	約25%	日本からの留学生数	非公開			
海外への派遣学生数	非公開	日本への派遣学生数	非公開			

②「様式2」で記入した相手大学が認可等を受けていることについて記載し、当該大学が学生募集等に使用している公的なパンフレットを併せて添付してください。(リーフレット等簡易なものは不可)

--

(大学名:九州大学)(申請区分:Ⅱ)

③申請にあたって、相手大学等の合意を得ている根拠となる資料の写しを貼付してください。



(大学名:九州大学)(申請区分:Ⅱ)

相手大学等の概要【相手大学等ごとに①、②、③合わせて2ページ以内】

①交流プログラムを実施する相手大学の概要

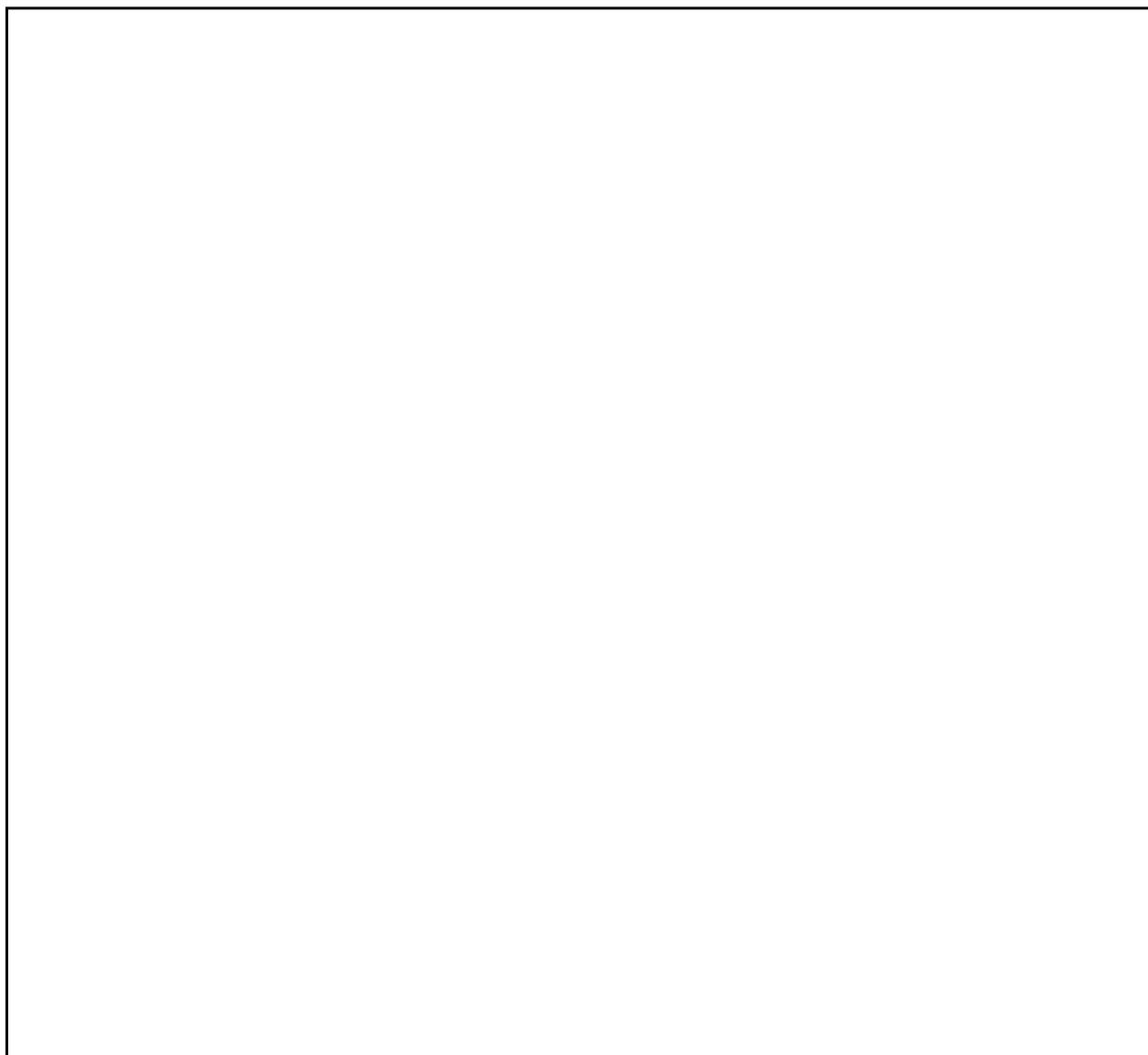
大 学 名 称	マラヤ大学		国名	マレーシア		
設 置 形 態	国立	設 置 年	1949年			
設 置 者 (学 長 等)	Tan Sri Datuk Arshad Ayub					
学 部 等 の 構 成	Faculty of Arts and Social Sciences, Faculty of Business and Accountancy, Faculty of Computer Science & Information Technology, Faculty of Dentistry, Faculty of Economics & Administration, Faculty of Education, Faculty of Engineering, Faculty of Languages and Linguistics, Faculty of Law, Faculty of Medicine, Faculty of Science, Faculty of Built Environment					
学 生 数	総 数	26,018人	学部生数	14380人	大学院生数	11638人
受入れている留学生数	3,540	日本からの留学生数	74			
海外への派遣学生数	1,643	日本への派遣学生数	75			

②「様式2」で記入した相手大学が認可等を受けていることについて記載し、当該大学が学生募集等に使用している公的なパンフレットを併せて添付してください。(リーフレット等簡易なものは不可)

--

(大学名:九州大学)(申請区分:Ⅱ)

③申請にあたって、相手大学等の合意を得ている根拠となる資料の写しを貼付してください。



(大学名:九州大学)(申請区分:Ⅱ)

相手大学等の概要【相手大学等ごとに①、②、③合わせて2ページ以内】

①交流プログラムを実施する相手大学の概要

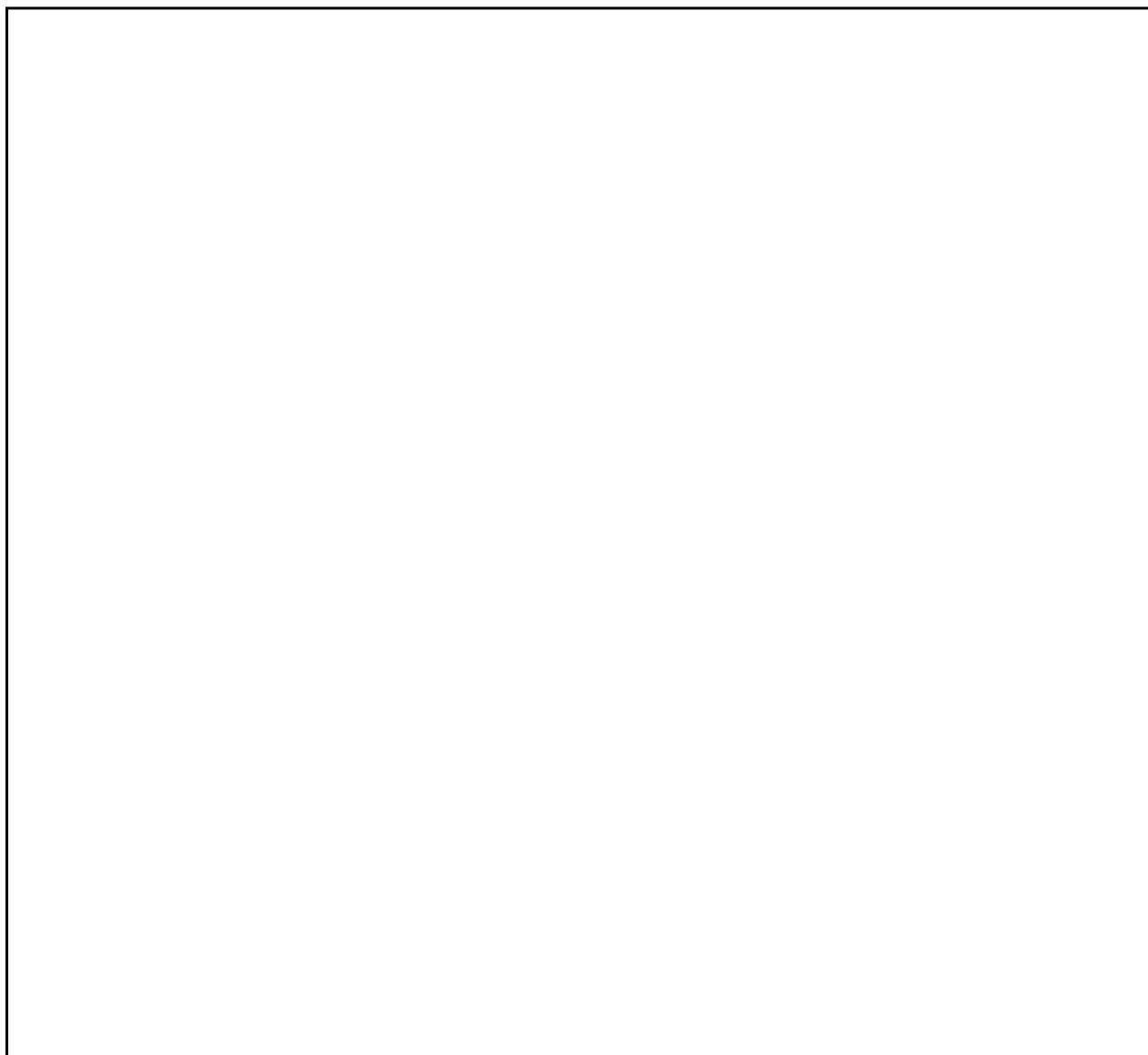
大 学 名 称	チュラロンコン大学		国名	タイ		
設 置 形 態	国立	設 置 年	1917年			
設 置 者 (学 長 等)	Professor Pirom Kamolratanakul, MD					
学 部 等 の 構 成	Faculty of Alied health Sciences, Faculty of Architecture, Faculty of Arts, Faculty of Commerce and Accountancy, Faculty of Communication Arts, Faculty of Dentistry, Faculty of Economics, Faculty of Education, Faculty of Engineering, Faculty of Fine and Applied Arts, Faculty of Law, Faculty of Medicine, Faculty of Nursing, Faculty of Pharmaceutical Sciences, Faculty of Political Sciences, Faculty of Psychology, Faculty of Science, Faculty of Sports Science, Faculty of Veterinary Science					
学 生 数	総 数	39,006人	学部生数	24951人	大学院生数	10881人
受入れている留学生数	505	日本からの留学生数	59			
海外への派遣学生数	164	日本への派遣学生数	36			

②「様式2」で記入した相手大学が認可等を受けていることについて記載し、当該大学が学生募集等に使用している公的なパンフレットを併せて添付してください。(リーフレット等簡易なものは不可)

--

(大学名:九州大学)(申請区分:Ⅱ)

③申請にあたって、相手大学等の合意を得ている根拠となる資料の写しを貼付してください。



(大学名:九州大学)(申請区分:Ⅱ)

相手大学等の概要【相手大学等ごとに①、②、③合わせて2ページ以内】

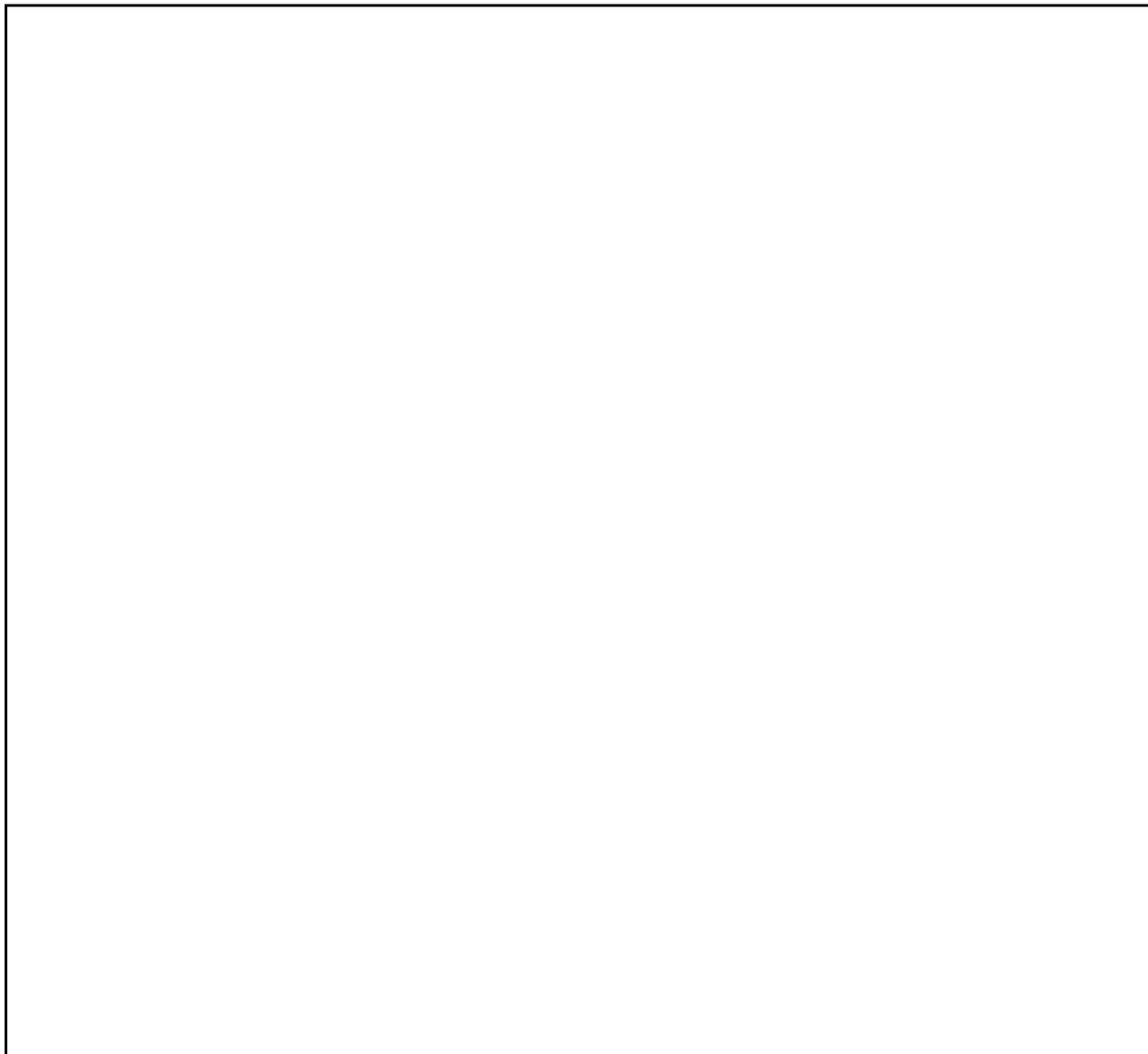
①交流プログラムを実施する相手大学の概要

大 学 名 称	アテネオ・デ・マニラ大学		国名	フィリピン		
設 置 形 態	私立	設 置 年	1859/1959年			
設 置 者 (学 長 等)	Fr. Jose Ramon T. Villarin, S.J.					
学 部 等 の 構 成	[Professional Schools]Graduate School of Business, School of Government, Law School, School of Medicine and Public Health [Loyola Schools] School of Humanities, School fo Social Sciences, School of Science and Engineering, John Gokongwei School of Management					
学 生 数	総 数	13,276人	学部生数	7991人	大学院生数	5285人
受入れている留学生数	380	日本からの留学生数	42			
海外への派遣学生数	228	日本への派遣学生数	14			

②「様式2」で記入した相手大学が認可等を受けていることについて記載し、当該大学が学生募集等に使用している公的なパンフレットを併せて添付してください。(リーフレット等簡易なものは不可)

(大学名:九州大学)(申請区分:Ⅱ)

③申請にあたって、相手大学等の合意を得ている根拠となる資料の写しを貼付してください。



(大学名:九州大学)(申請区分:Ⅱ)

参考データ【ページ数については、作成・記入要領のP17を参照】

※人数等の算定にあたっては、原則として「学校基本調査」による定義に基づいて記入してください。

①大学全体における出身国別の留学生の受入総数(平成24年5月1日現在)、及び各出身国(地域)別の平成23年度の留学生受入人数

順位	出身国(地域)	受入総数	平成23年度受入数
1	中国	1075	1048
2	韓国	231	232
3	インドネシア	112	105
4	マレーシア	47	46
5	ベトナム	44	44
6	タイ	40	38
7	台湾	32	36
8	エジプト	24	22
8	米国	24	19
10	フランス	21	24
その他	バングラデシュ等	281	252
留学生の受入人数の合計		1931	1866
全学生数		19285	
留学生比率		10.0%	

※上位10カ国以外の国からの留学生受入実績については、「その他」欄の「出身国(地域)」に国名(地域名)を記入し(該当の国名(地域名)が多い場合は主な国名(地域名)を記入後に「等」を付けてください。)、その受入人数の合計を「受入人数」欄に記入してください。

※ここでの「留学生」とは、「出入国管理及び難民認定法」別表1に定める「留学」の在留資格を有する者に限りません。

※平成23年度の留学生受入人数は、平成23年4月1日～平成24年3月31日の出身国(地域)別受入人数を記入してください。

※ここでの「全学生数」とは、日本人学生及び外国人留学生を含めた大学全体の平成24年度5月1日現在の在籍者数を記入してください。

②平成23年度中に留学した日本人学生数

順位	派遣先大学名	派遣先大学の 所在国(地域)	派遣人数
1	サンノゼ州立大学	アメリカ	56
2	ケンブリッジ大学	イギリス	28
3	アテネオ・デ・マニラ大学	フィリピン	24
4	マヒドン大学	タイ	15
4	ゲーテンベルク大学	ドイツ	15
6	モナシュ大学	オーストラリア	14
7	延世大学	韓国	10
8	仁済大学	韓国	7
9	北京航空大学	中国	5
9	大連外国語大学	中国	5
その他	71	13	143
派遣先大学 合計校数	81		
派遣人数の合計			322

※「その他」の各欄には上位10校以外に派遣した「学校数」「国数」「人数」のそれぞれの合計を記入してください。

※「派遣先大学数」の右横のセルには派遣先大学の数を記入してください。

※教育又は研究等を目的として、平成23年度中(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)に海外の大学等(海外に所在する日本の大学等の分校は除く。)に留学した日本人学生について記入してください。なお、平成23年3月31日以前から継続して留学している者は含みません。

(記入大学:九州大学)

(大学名:九州大学)(申請区分:Ⅱ)

③大学全体における外国人教員数(兼務者を含む)(平成24年5月1日現在)

全教員数	外国人教員数						外国人教員 の比率
	教授	准教授	講師	助教	助手	合計	
3682	15	45	13	76	0	149	4%
うち専任教員 (本務者)数	15	45	13	28	0	101	

※「全教員数」には大学に在籍する日本人教員も含めた全教員数を記入してください。

※「うち専任教員(本務者)数」には教授、准教授、講師、助教、助手の専任の外国人教員の数をそれぞれ記入してください。

④「様式6」で記入した実績を示すデータや資料等を取りまとめ、出典を付して記入又は貼付してください。【2ページ以内】

<p>●アジア学長会議（平成12年度～） アジアの大学間の連携をより強化し、アジアにおける教育研究ネットワークの構築と会議構成大学間の人的交流（共同研究・研究者交流）を活性化することを目的に本学が主宰して平成12年に設立した。第5回会議（平成16年）では、学長会議に合わせて、国内外の約150人の学生を招待した高校生会議、大学生会議、及び参加大学の学長と学生との対話集会を開催した。平成20年度は第7回会議を台湾大学で開催し、10カ国21大学が参加した。</p>
<p>●大学サミット・イン・九州（平成12年度～） 世界の有力大学のトップが集って21世紀の大学像について論じ合い「世界的知の拠点」形成を促進することを目的として、本学が提唱して創設した。平成19年に第2回大会を開催し、11カ国12大学が参加した。</p>
<p>●AUN/SEED-Net（ASEAN University Network/Southeast Asia Engineering Education Development Network）（平成13年度～） 平成11年のアセアン+3会議で提唱された高等工学教育分野の人材養成への支援計画から発展して、平成13年に各国を代表する19大学と九州大学を含む11の日本の支援大学の支援協力の下に形成された高等工学教育の人材養成ネットワークで、本学は日本側基幹大学として地質工学分野の支援を行っている。</p>
<p>●エラスムス・ムンドゥス（平成21年度～） EU域外との大学院レベルの教育機関間の協力と学生・研究者の交流を促進するために欧州委員会が実施するプログラムで、ダブル/ジョイントディグリーを含む。本学は、レウヴェン・カトリック大学をコーディネーター大学とするEU側6大学と清華大学、ソウル大学とのコンソーシアムに参加し、エラスムス・ムンドゥス・マスタープログラムを実施する。</p>
<p>●福岡-釜山大学間コンソーシアム（平成20年度～） 福岡・釜山両市の各界リーダーによる「福岡・釜山フォーラム」の提唱により設立され、地域単位の国際的な大学間コンソーシアムを国私立大学を交えて設立し、国境を越えた大学間の交流を促進する。他大学の授業を受講して単位が認定される「共同科目」の設定や複数の大学の教員によるリレー講義などを行う。</p>
<p>●東アジア史研究コンソーシアム（平成17年度～） 21世紀COEプログラムにおいて本学が中心となって設立し、北京大学、復旦大学、中国社会科学院、ボストン大学など、13大学によりネットワークを構成して教員・学生交流を行っている。</p>
<p>●都市・建築に関する留学生交流プログラム（AUSMIP）コンソーシアム（平成15年度～） パリ・ラヴィレット建築大学のほか、欧州3大学と日本側3大学（東京、千葉、九州）でコンソーシアムを構成し、留学生交流を行っている。</p>
<p>●グローバルCOE「未来分子システム科学」での国際連携（平成14年度～） California NanoSystem Institute、ボルドー第一大学、マックスプランク研究所、延世大学、浦項工科大学、釜山大学、長春応用科学研究所、華東理工科大学と連携し教員学生交流、国際大学院シンポジウム等を実施している。また、アジアの連携大学による「アジア化学ネット」を構築する。</p>
<p>●地球資源・環境系国際的若手研究者育成のためのアジアにおける研究拠点形成（平成20年度～） ニューハンプシャー州立大学、ルンド大学、アルバータ大学、アメリカ環境システム研究所と連携して教育交流を行っている。</p>
<p>●アジア農学教育の国際プラットフォーム形成プロジェクト（IPAAE）（平成20年度～） 九州大学が中心となって、ホーエンハイム大学、カセサート大学、チェンマイ大学、神戸大学、東京農工大学カリキュラムやハードインフラ整備等の教育連携を行っている。</p>
<p>●超高速ネットワークを利用したアジア遠隔医療ネットワークプロジェクト（平成15年度～） 九州大学アジア遠隔医療開発センターにおいて、国際間学術ネットワーク・Asia-Pacific Advanced Network（APAN）を通じて、遠隔医療教育、遠隔診療、遠隔医療に関する新技術の研究開発導入、医療コンテンツ開発等を目的とするプロジェクトを展開している。現在までに18カ国63施設と接続した実績がある。</p>
<p>●APAIE（Asia-Pacific Association of International Education）（平成20年度～） アジア太平洋地域の大学の国際教育担当者に交流の場を提供することを目的に17年に設立され、年次総会の参加者は1,000人規模に増加している。本学は第1回総会から毎年教職員を派遣しており、平成20年に加盟した。</p>
<p>●日英産学連携スキーム「RENKEI」（平成23年度～） 平成22年に本学、ブリティッシュ・カウンシル、日本学術振興会との共催で第2回日英学長会議を開催した。その成果を受け、平成24年3月に本学を含む日英の研究主体の12大学により、高等教育機関が経済と社会との連携体制をより強化させることを目指し、新たな日英産学連携スキーム「RENKEI」を設立、共同研究、知識移転、人材育成の分野で、産業界との連携強化を図ることとしている。</p>

（記入大学：九州大学）

（大学名：九州大学）（申請区分：Ⅱ）

⑤他の公的資金との重複状況【2ページ以内】

当該申請大学において、今回申請している内容以外に、文部科学省が行っている国際化拠点整備事業費補助金、大学改革推進等補助金、研究拠点形成費等補助金等、又は独立行政法人日本学術振興会が行っている国際交流事業の補助金等による経費措置を受けている取組がある場合、また、現在申請を予定している取組（グローバル人材育成推進事業、博士課程教育リーディングプログラム等）がある場合は、それらの事業名称及び取組内容について、1事業につき3～4行程度を目安に記入してください。その中で、今回の申請内容と類似しているものがある場合には、その相違点についても言及してください。

また、独立行政法人日本学生支援機構平成24年度留学生交流支援制度（ショートステイ、ショートビジット）に採択されたプログラムがある場合には、本事業の申請内容との関連について必ず明記してください。

○国際化拠点整備事業費補助金（グローバル30）

・「九州大学 大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業」（平成21年度～平成25年度）
上記プログラムは、独自の短期留学プログラム、英語コース科目、大学の国際化のためのFD/SD、留学フェア等の他大学との共同実施、産業界とも連携した就職支援等により、大学教育の国際化のためのネットワーク形成を推進するものであるが、本構想は、開設するコースや交流プログラムはグローバル30による取組にはない独自のものである。

○平成19年度 大学院教育改革支援プログラム

・「クラスターによる最先端法学修士課程の構築」（平成19年度～平成21年度）
上記プログラムは本申請にかかる法学府LL.M.の教育改善を目指したプロジェクトであったが、その成果であるクラスター制を、本事業でも積極的に活かし、これを進める形で、国際的な協働関係に基づく教育へと高めようとするものである。

○「グローバル人材育成推進事業」と本事業の申請内容との関連について

・タイプA：全学推進型
上記プログラムは、学部入学時から卒業時（又は大学院修了時）までの一体的な取組であり、本タイプは全学的な取組であるが、本構想の申請内容との関連性はない。

・タイプB：特色型
上記プログラムと本構想の申請内容は実施部局が異なるので関連性はない。

○「博士課程教育リーディングプログラム」と本事業の申請内容との関連について

・「共律創成リーダー育成プログラム」
上記プログラムは、広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーを養成することを目的としており、博士課程前期・後期一貫した質の保証された学位プログラムを構築・展開する事業であり、全学的な取組みであるが、本構想の申請内容との関連性はない。

・「グリーンアジア国際戦略プログラム」
・「最先端分子システムデバイス国際研究リーダー養成および国際教育研究拠点形成」
・「新世代コホートを核としたヒューマンサイエンス教育プログラム」
・「情報多様性社会を創成するビジョナリー博士育成」
上記プログラムと本構想の申請内容は実施部局が異なるので関連性はない。

（記入大学：九州大学）

（大学名：九州大学）（申請区分：Ⅱ）

⑤他の公的資金との重複状況【2ページ以内】

当該申請大学において、今回申請している内容以外に、文部科学省が行っている国際化拠点整備事業費補助金、大学改革推進等補助金、研究拠点形成費等補助金等、又は独立行政法人日本学術振興会が行っている国際交流事業の補助金等による経費措置を受けている取組がある場合、また、現在申請を予定している取組(グローバル人材育成推進事業、博士課程教育リーディングプログラム等)がある場合は、それらの事業名称及び取組内容について、1事業につき3~4行程度を目安に記入してください。その中で、今回の申請内容と類似しているものがある場合には、その相違点についても言及してください。

また、独立行政法人日本学生支援機構平成24年度留学生交流支援制度(ショートステイ、ショートビジット)に採択されたプログラムがある場合には、本事業の申請内容との関連について必ず明記してください。

○留学生交流支援制度(ショートステイ、ショートビジット)と本構想の申請内容との関連

【ショートステイ(受入)】

- ・「Asia in Today's World (ATW)」
 - ・「ソウル大 学校学生のための日本語上級集中プログラム」
 - ・「マヒドン大学(タイ) 学生のための日本語及び日本文化サマーコース」
 - ・「Graduate Students Workshop on EU Affairs」
 - ・「デザイン人間科学サマースクール」
 - ・「独立研究科修士課程の国際化のための研究実習学部留学生の受入プログラム」
- 上記プログラムと本構想の申請内容は実施部局が異なるので関連性はない。

【ショートビジット(派遣)】

- ・「ASEAN in Today's World (AsTW)」
 - ・「シリコンバレー英語研修プログラム Silicon Valley English Study Program (SVEP)」
 - ・「頭脳循環のためのオープンイノベーション人材育成プログラム」
 - ・「エネルギー環境理工学グローバル人材育成のための大学院協働教育プログラムのサマースクールへの派遣」
 - ・「国際的視野をもったアグリバイオリーダー育成プログラム」
- 上記プログラムと本構想の申請内容は実施部局が異なるので関連性はない。

【ショートステイ&ショートビジット(双方向)】

- ・「Joint Workshop on Globalization, Regionalism and Human Security, Kyushu University and Ateneo de Manila University」
 - ・「マヒドン大学(タイ)との教育連携プログラム」
 - ・「日韓海峡圏カレッジ」
 - ・「国際資源人材育成のためのPBL型短期インターンシッププログラム」
 - ・「日本語教育実践者養成プログラム」
- 上記プログラムと本構想の申請内容は実施部局が異なるので関連性はない。

(記入大学:九州大学)

(大学名:九州大学)(申請区分:Ⅱ)